

千葉市

地区別バリアフリー基本構想

(JR/京成稲毛地区)

2022年(令和4年)3月



目 次

第1章 地区別バリアフリー基本構想策定にあたって	1
1.1 基本構想策定の趣旨.....	1
1.2 基本構想の目標と位置づけ.....	2
(1) 目標.....	2
(2) 計画期間.....	3
(3) 位置づけ.....	3
1.3 検討の進め方.....	4
(1) 検討の流れ.....	4
(2) 検討組織や市民参加による活動等の目的と構成.....	5
(3) 市民参加による検討の概要.....	6
第2章 バリアフリー化に向けた基本的な方針	11
2.1 地区の現状と課題.....	11
(1) 地区の現状.....	11
(2) 課題.....	11
2.2 バリアフリー方針及び事業の目標年次.....	12
(1) バリアフリー方針.....	12
(2) 事業の目標年次.....	12
第3章 重点整備地区の設定	13
3.1 重点整備地区の設定の考え方.....	13
3.2 重点整備地区の設定.....	15
3.3 生活関連施設・生活関連経路の設定.....	15
(1) 生活関連施設の設定.....	15
(2) 生活関連経路の設定.....	15
第4章 移動等円滑化に関する事項	18
4.1 重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方.....	18
(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進.....	18
(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進.....	18
4.2 バリアフリー化に関する主な基準等.....	19
4.3 バリアフリー化に向けた配慮事項.....	20
(1) 公共交通のバリアフリー化.....	20
(2) 道路のバリアフリー化.....	23
(3) 都市公園のバリアフリー化.....	25
(4) 建築物のバリアフリー化（駐車場を含む）.....	27
(5) 交通安全（信号機等）のバリアフリー化.....	33

第5章 JR/京成稲毛地区における特定事業	34
5.1 公共交通特定事業	35
(1) 鉄軌道	35
(2) バス	38
(3) タクシー	38
5.2 道路特定事業	39
(1) 道路	39
5.3 都市公園特定事業	40
(1) 都市公園	40
5.4 建築物特定事業	41
(1) 公共施設	41
(2) 集会施設	43
(3) 福祉施設	46
(4) 保健施設・病院	47
(5) 文化・教養・教育施設	49
(6) 大規模店舗	52
5.5 交通安全特定事業	55
(1) 信号機等	55
5.6 教育啓発特定事業	56
第6章 基本構想の実現に向けて	57
6.1 特定事業計画の作成	57
6.2 基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）	57
6.3 施設設置管理者間の連携	58
6.4 基本構想策定後の市民参加	58
6.5 他地区への基本構想検討モデルの展開	58

参考資料

参考1 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例	参考-1
参考2 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿	参考-3
参考3 検討経緯	参考-4
参考4 用語集	参考-5

「地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）」
の音声読み上げ用のテキストデータを提供しています。

右のQRコードを読み取ると、テキストデータを掲載
しているページが表示されます。



第1章 地区別バリアフリー基本構想策定にあたって

1.1 基本構想策定の趣旨

本市では、交通バリアフリー法に基づき「千葉市交通バリアフリー基本構想」（平成13年11月）を策定し、さらに、バリアフリー法及び国の基本方針に基づき「千葉市バリアフリー基本構想」（平成20年8月）に改正、平成23年3月の基本方針の改正（バリアフリー化の目標の再設定等）を受けて、千葉市バリアフリー基本構想を一部変更しています。

この千葉市バリアフリー基本構想が令和2年度末に目標年次を迎えたことから、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、全面的なバリアフリー化の促進に向けた方針を示すとともに、重点整備地区の見直しや特定事業の設定に向けた検討を行い、市全域のバリアフリー化を促進するための「千葉市バリアフリーマスタープラン」（以下、バリアフリーマスタープラン）を令和3年3月に策定しました。

バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー化を促進していく地区（以下、促進地区）の設定にあたり、従前のバリアフリー基本構想における重点整備地区を基本とし、立地適正化計画における都市機能誘導区域を含むエリアとして、22の促進地区を設定しました。

その中で、重点整備地区のモデル地区として選定された JR/京成稲毛地区において、具体的なバリアフリー化に向けた事業を位置づけるため、地区別バリアフリー基本構想を策定します。

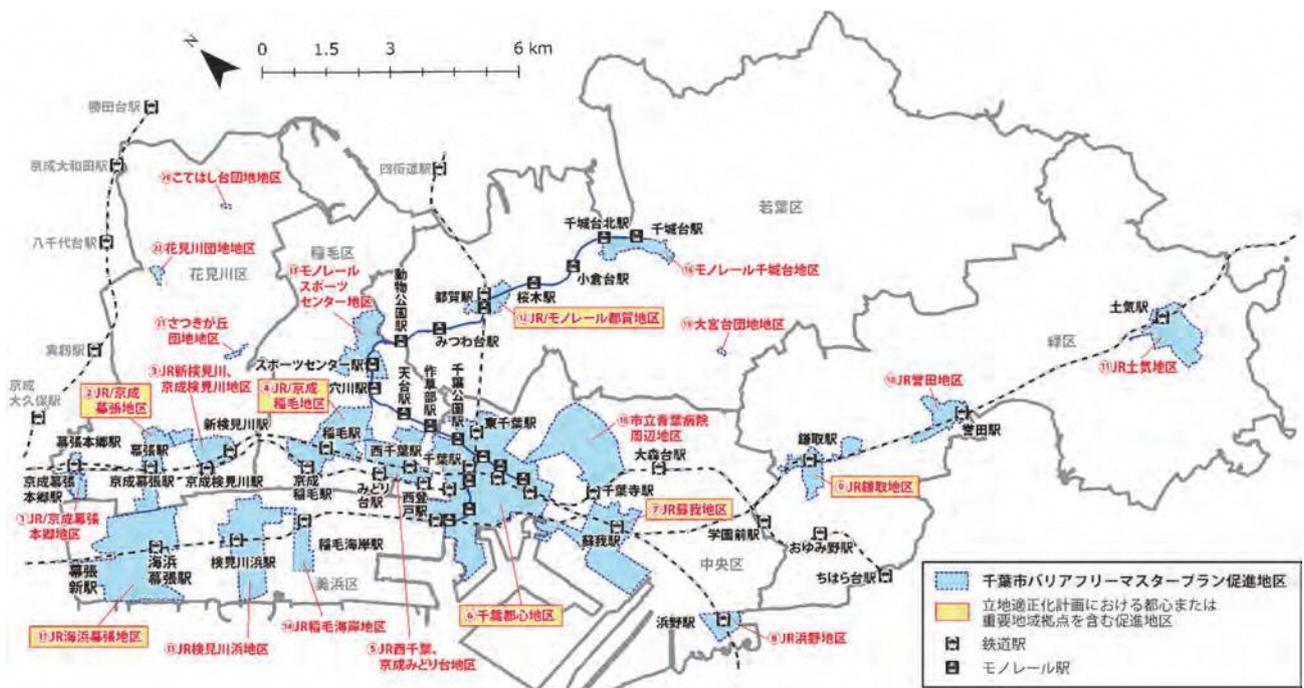


図 1-1 千葉市バリアフリーマスタープランにおける促進地区

1.2 基本構想の目標と位置づけ

(1) 目標

バリアフリーマスタープランにおける「バリアフリー化の目標と基本的な方向」を踏まえ、本地区別バリアフリー基本構想における目標を以下のように設定します。

表 1-1 バリアフリー化の目標と基本的な方向

1. 安心して行動でき、いきいきとした社会参加ができる環境づくりを目指します。 [社会参加への支援]
① 駅から主要な施設までの主要な経路など、まち中の連続的なバリアフリーネットワーク化を図ります。 ② 駅構内や駅前広場など、交通結節点でのバリアフリー化を進めます。 ③ 鉄軌道駅や乗合バス車両のバリアフリー化を促進します。 ④ 各種事業を整合させ、効率的なバリアフリー施策を実施します。
2. バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。 [都市の魅力づくり]
① 建築物のバリアフリー化を積極的に進めます。 ② 高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間におけるバリアフリー化を進めます。 ③ バリアフリーを重視した都市居住を促進します。
3. やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。[心のバリアフリー、意識の向上]
① バリアフリー体験学習や職員研修、高齢者、障害者等との交流などを積極的に推進し、市民のバリアフリーに対する意識の向上を図ります。 ② 市民や関係者との協働により、障害への理解や配慮、手助け・声かけの動機づけとなるような取組みに努めていきます。 ③ 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル [*] 」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるよう、各施設設置管理者等におけるソフト対策や人的対応の充実を図ります。
4. 連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。[市民との連携、市民参加]
① 高齢者、障害者等の社会参加と自立を支援するボランティアや NPO 活動等の情報を一元的に提供するなど、市民の自発的・自主的な活動を支援します。 ② 市民や民間等との連携や協力のもと、民間建築物等のバリアフリー化を促進させます。 ③ 市民参画により計画段階から利用者意見を取り入れる機会を設け、利用者の意向を踏まえた安全・安心のまちの実現を目指します。
5. 全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。[ユニバーサルデザイン]
① 高齢者や障害者だけでなく、全ての人へのニーズに応え、使いやすい供用デザインの施設づくりを目指します。
6. 都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。 [自然環境や都市景観との調和]
① 公園、広場、水辺空間等、自然環境とのふれあいの場のバリアフリー化を進めます。 ② 歩きやすく、自然にもやさしい透水性や保水性舗装を推進し、水循環やヒートアイランド現象の軽減等環境の負荷軽減も図ります。 ③ バリアフリーの整備と道路緑化や電線類の地中化など景観整備との調和を図り、都市景観の醸成を図ります。 ④ 景観や自然環境に配慮し、安全で快適な歩行環境の創出を図ります。
7. 社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。[スパイラルアップ]
① 事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、さらに移動しやすく利用しやすいまちとなるよう、継続的な改善を図ります。

^{*}障害の社会モデルとは、障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。一方、個人モデルとは、障害を「個人側の機能障害の問題」として捉え、日常生活を送るために障害者個人が社会に合わせるという考え方。

(2) 計画期間

バリアフリーマスタープランでは、中間評価を令和7年度（2025年度）に実施し、その5年後の令和12年度（2030年度）を計画期間としています。それにあわせて、本地区別バリアフリー基本構想における計画期間を令和12年度（2030年度）とします。

(3) 位置づけ

市の上位計画である都市計画マスタープランや立地適正化計画を踏まえ、市のバリアフリー化を促進するための指針として、バリアフリーマスタープランを作成しました。

地区別バリアフリー基本構想では、バリアフリーマスタープランに基づき、重点整備地区を設定し、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等について実施すべき特定事業を定めます。そして、地区別バリアフリー基本構想策定後、法に基づき特定事業計画を作成し、事業の推進を図ることを目指します。

また、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映し、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携を図ります。

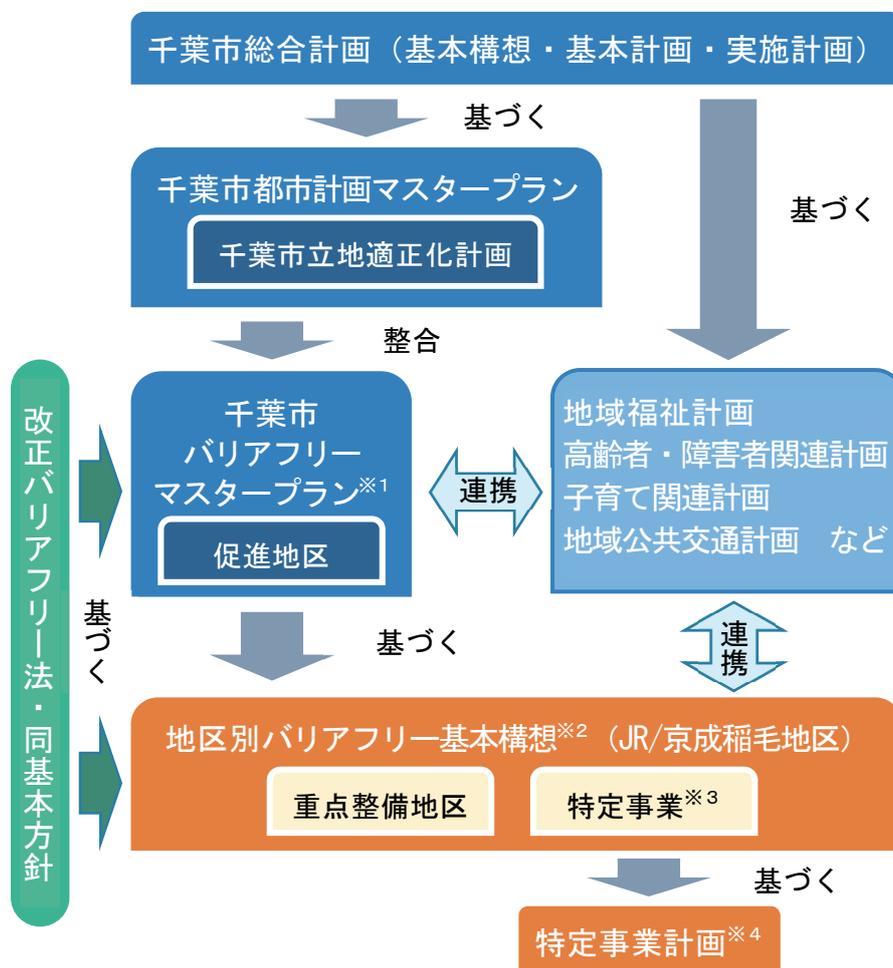


図 1-2 地区別バリアフリー基本構想の位置づけ

- ※1 千葉市バリアフリーマスタープラン：全面的なバリアフリー化の促進に向けた方針を示すとともに、重点整備地区の見直しや特定事業の設定に向けた検討を行い、市全域のバリアフリー化を促進するために定める計画。
- ※2 地区別バリアフリー基本構想：重点整備地区を位置づけ、具体的な特定事業を定めるもの。
- ※3 特定事業：地区別バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両等のバリアフリー化を具体化するためのもの。
- ※4 特定事業計画：地区別バリアフリー基本構想で示した特定事業に基づき、各施設設置管理者等が作成する計画。

1.3 検討の進め方

(1) 検討の流れ

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、バリアフリーマスタープランでの検討内容や地区特性を踏まえ、重点整備地区を設定し、地区の課題や考え方を整理しました。また、特定事業の検討に向け、まち歩き点検により得られた施設課題を踏まえた事業設定を行いました。

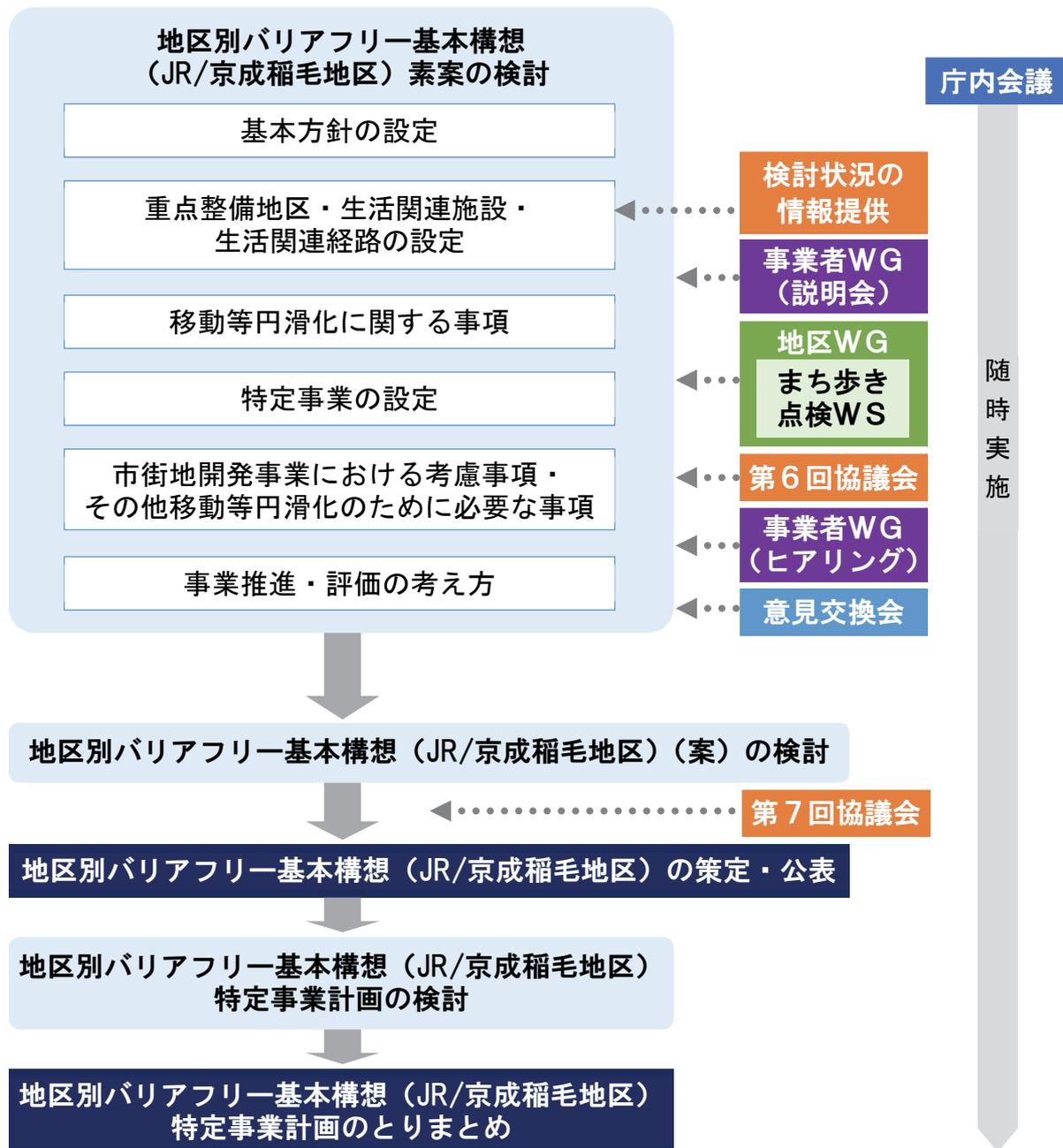


図 1-3 検討フロー

(2) 検討組織や市民参加による活動等の目的と構成

昨年度に引き続き協議会を開催し、地区別バリアフリー基本構想の内容について検討しました。さらに、新たに地区ワーキンググループ（以下、「地区WG」）及び事業者ワーキンググループ（以下、「事業者WG」）を設置し、意見の収集や特定事業の検討を行いました。推進に係る体制や市民参加による活動の目的と構成を以下のように設定しました。

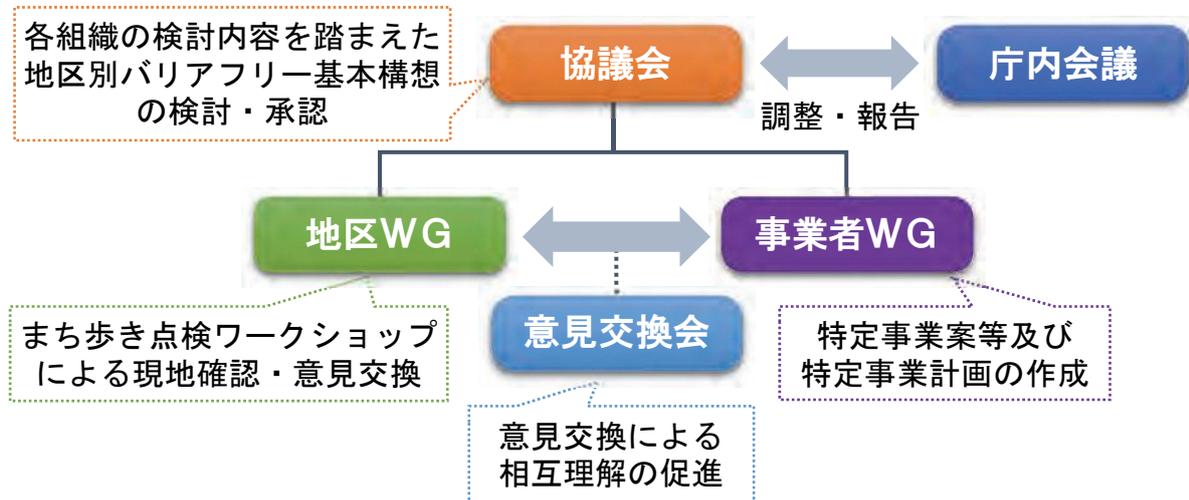


図 1-4 組織体制

組織・活動	活動目的	参加者の構成
協議会	地区別バリアフリー基本構想を検討し、内容について承認を行う母体。法及び条例に基づいて設置する。	学識経験者・高齢者団体・障害者団体・施設管理者・事業者・行政関係者等
庁内会議	協議会検討内容に関する事前調整・報告や、庁内で連携して取り組む施策に関する協議を行う。	都市整備・道路・交通・観光・公園・福祉系等の庁内担当所管
地区WG まち歩き点検ワークショップ	特定事業としてバリアフリー化の実施を依頼する内容を検討するため、生活関連施設・生活関連経路を視察し、意見交換を行う。	稲毛地区在住の高齢者・障害者等 学識経験者 視察施設の管理者
事業者WG	市の取組みへの理解を促進するとともに特定事業の検討を依頼し、内容の調整を行う。	重点整備地区の生活関連施設・生活関連経路に設定された施設の管理者
意見交換会	地区WG及び事業者WGにより特定事業案等に関する意見交換を行い、相互理解の促進を図る。	地区WG及び事業者WGの参加者

図 1-5 検討組織・活動の概要

(3) 市民参加による検討の概要

1) まち歩き点検ワークショップ

① 開催の目的

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、JR/京成稲毛地区における生活関連施設・生活関連経路の候補箇所でのバリアフリー上の具体的な課題や改善策を整理するため、市民参加による現地確認・意見交換を行う「まち歩き点検ワークショップ」を開催しました。



図 1-6 まち歩き点検ワークショップの様子

② 開催概要

まち歩き点検ワークショップを計2回実施しました。

表 1-2 開催概要

日時	【第1回】令和3年7月5日(月)13時~17時 【第2回】令和3年7月7日(水)13時~17時		
確認エリア	JR 稲毛駅~ 稲毛公園周辺	モノレール穴川駅~ 敬愛大学周辺	JR 稲毛駅~ 小中台公民館周辺
点検施設	鉄軌道駅	京成稲毛駅	モノレール穴川駅
	駅前広場	JR 稲毛駅西口駅前広場	JR 稲毛駅東口駅前広場
	道路	市道	市道/県道
	公共施設	稲毛駅前郵便局	稲毛区役所
	集会施設	稲毛公民館	穴川コミュニティセンター
	文化・教養・ 教育施設		敬愛大学
	大規模店舗		マルエツ稲毛店
	都市公園	稲毛公園	

③ 参加者

以下の団体から各回28人にご参加いただきました。

表 1-3 参加者の概要

団体名	第1回	第2回
千葉市身体障害者連合会	9名	3名
千葉市手をつなぐ育成会	1名	2名
特定非営利活動法人千家連	1名	2名
一般社団法人老人クラブ連合会	1名	0名
学識経験者	1名	1名
学生	5名	8名
関係行政機関	3名	5名
事務局	7名	7名
合計	28名	28名

④ 意見概要

まち歩き点検での主な意見は以下のとおりです。

表 1-4 意見概要

項目	意見概要（○良い点、□課題）
鉄軌道駅の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレへの視覚障害者誘導用ブロック、触知図、音声案内、緊急ボタンがありよい。（京成稲毛駅） ○幅広の改札口だったので通りやすかった。（モノレール穴川駅） ○エレベーターがスルー式で車椅子でも使いやすい。（JR 稲毛駅） □ホーム間の通路に踏切・段差があり、車椅子には危険。（京成稲毛駅） □一般トイレの入口に階段があるので使いにくい。段がすべて同じ色なので、段鼻を強調した方がよい。（モノレール穴川駅） □ホームドアを設置してほしい。（JR 稲毛駅）
駅前広場の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックが連続しておりよい。（JR 稲毛駅西口駅前広場） ○路線が多く、便が良いターミナルなので、情報量が多いが、視覚的には整理されたわかりやすい表示である。（JR 稲毛駅東口駅前広場） □視覚障害者誘導用ブロックに凹凸部分がある。（JR 稲毛駅西口駅前広場） □バス待ちの列の路面標示と視覚障害者誘導用ブロックが近い位置になっており、ぶつかる危険性がある。（JR 稲毛駅西口駅前広場） □街路樹が歩道の中央に植えられている。（JR 稲毛駅東口駅前広場）
道路の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○側溝がフラットで歩きやすい。（稲毛駅前郵便局～京成稲毛駅） ○歩道にあまり凹凸がないため、車椅子使用者には利用しやすい。視覚障害者誘導用ブロックが連続的に設置されている。（JR 稲毛駅東口～マルエツ稲毛店） □交差点部の巻き込み部分に段差があり、横断・縦断ともに勾配がきつい所があった。（JR 稲毛駅西口駅前広場～稲毛駅前郵便局） □路肩が狭く、側溝もガタガタで、車椅子では移動しにくいいため、側溝をフラットにした方がよい。また、側溝の穴は白杖が刺さってしまうため危険。（京成稲毛駅～稲毛公園・公民館）
建築物 ・駐車場の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックが道路から出入口～窓口まで連続して設置されているのでよい。（稲毛駅前郵便局） ○スロープ設置など全体的にバリアフリー化されていた。（敬愛大学） ○多機能トイレは広く、オストメイト対応設備が設置されており、温水シャワーも出る。（マルエツ稲毛店） □道路からの出入口部分に凹凸があり、排水用のグレーチングなどがあるため車椅子での通行がしにくい。（稲毛公民館） □窓口付近の視覚障害者誘導用ブロックのそばにパイプ椅子が置かれていた。（稲毛区役所） □敷地境界部からエレベーターにかけて視覚障害者誘導用ブロックを設置した方がよい。また、エレベーターが屋外に設置されているため、2階の乗降口から2階の建物出入口にかけても設置した方がよい。（小中台公民館）
都市公園の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレ室内にはトップライトもあり、明るくてよい。（稲毛公園） □公民館付近の出入口は段差があり、車椅子使用者にも、視覚障害者にも使いにくい。（稲毛公園） □トイレは和式ではなく洋式がよい。また、片手が麻痺している身体障害者には使いにくいいため、ボタンを押すと一定時間水が出るような手洗いがよい。（稲毛公園）
人的対応・ 心の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子でのバス乗降の際に運転手さんがとても丁寧に対応してくれた。かなり固定してくれたので安心して乗れた。（京成バス） ○稲毛駅前郵便局ではあいさつや、声がけなどの人的対応がありよかった。 ○穴川コミュニティセンターの受付の人は理解があり、普段から適切に対応してくれている。 □モノレール穴川駅は駅員がおらず、インターホンのみの対応で誰も来てくれないことは聴覚障害者にとって大きな課題と感じる。

2) 子育て世代へのアンケート調査

① 調査目的

JR/京成稲毛地区において、子育て世代の方々が抱えるバリアフリーに関する課題を把握するため、子育てひろば利用者へ「子育て世代向けアンケート調査」を実施しました。

② 調査概要

よく利用する施設やバリアフリーの視点から感じる良い点・改善してほしい点など、バリアフリーに関する設問を7項目設定し、8名（男性5人、女性3人）にご回答いただきました。

③ 意見概要

子育て世代向けアンケートでご回答いただいた意見概要は以下の通りです。

○よく利用する施設・経路

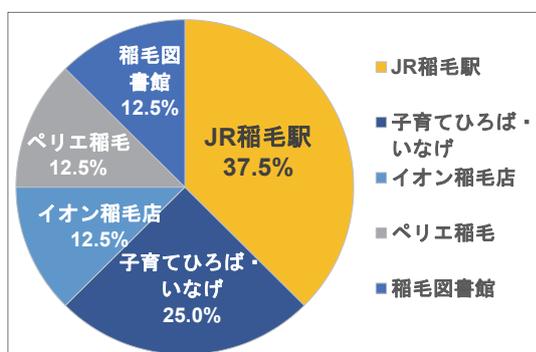


図 1-7 よく利用する施設

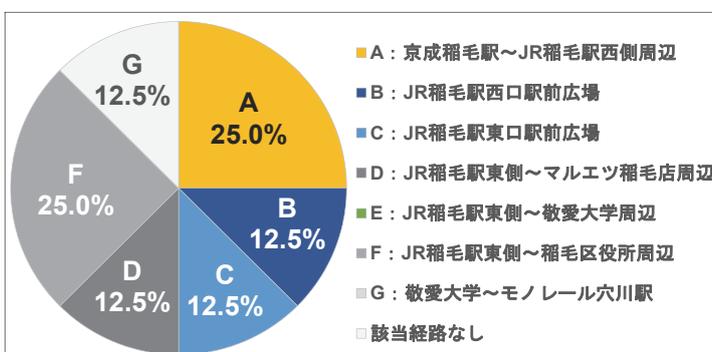


図 1-8 よく利用する経路

○利用施設のバリアフリーの視点から感じる良い点、改善してほしい点

表 1-5 良い点、改善してほしい点

施設名	良い点	改善してほしい点
JR 稲毛駅	○エレベーター、エスカレーターが整備されている。	
子育てひろば・いなげ	○授乳室、おむつ交換台がある。 ○入口にスロープがあるので、ベビーカーでも入りやすい。ドアが90度以上開くと止まるのもよい。	□出入口（外の門）が狭く、ベビーカーで入る時少し入りにくい。 □ベビーカーを置くスペースが狭くて、ベビーカーを置きにくい。
イオン稲毛店	○どの階の女子トイレにもベビーカーが入れる個室がある。 ○授乳・おむつ交換スペースの衛生管理に配慮が感じられる。	□エレベーターがなかなか来ない。
ペリエ稲毛	○トイレの個室にベビーチェアがあるので、子どもと一緒に入りやすい。	□フードスクエア出入口の扉が手動で重く、ベビーカーだと使いにくい。自動ドアは混んでいて、行き違いが難しい。
稲毛図書館	○多機能トイレにおむつ交換台がある。	□授乳スペースがない。 □受付が上の階にあり、不便である。
経路	○JR 稲毛駅東側～稲毛区役所周辺(F)は歩道が広く、段差もなく、ベビーカーでも歩きやすい。等	□京成稲毛駅～JR 稲毛駅西側周辺(A)に子どもと安心して歩けるような歩道を設置してほしい。等

○自由意見

- ・モノレールのベビーカー優先ゾーンに一般利用者が立っていることがあるため、表示をよりわかりやすくしてほしい。
- ・ベビーカーでのバス乗降時に運転手の手助けを気軽にお願いできる雰囲気があるとありがたい。
- ・京成稲毛駅最寄りのコンビニエンスストアの喫煙所を人通りの少ない場所へ変えてほしい。
- ・京成稲毛駅最寄りのコンビニエンスストアが狭くて、ベビーカーでは入れない。
- ・『京成稲毛駅前』のバス停留所が駅から遠いため、京成稲毛駅着のバス停留所があると良い。

3) 意見交換会 (地区WG・事業者WG 合同意見交換会)

① 開催の目的

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、地区WGで実施した「まち歩き点検ワークショップ」での意見を踏まえ、各施設設置管理者等に特定事業として掲載する対応方針を検討いただき、その内容についての意見交換を行い、相互理解の促進を図りました。



図 1-9 意見交換会の様子

② 開催概要

意見交換会を以下のとおり実施しました。

開催日時：令和3年12月9日(木) 10時～12時

開催場所：稲毛区役所 3階 講堂

③ 参加者

以下の団体から合計44人にご参加いただきました。

表 1-6 参加者の概要

団体名	参加者
千葉市身体障害者連合会	9名
千葉市手をつなぐ育成会	2名
特定非営利活動法人千家連	1名
一般社団法人老人クラブ連合会	1名
東日本旅客鉄道株式会社 (JR 稲毛駅)	2名
京成電鉄株式会社 (京成稲毛駅)	1名
千葉都市モノレール株式会社 (モノレール穴川駅)	2名
医療法人社団駿心会 (稲毛病院)	1名
学校法人 千葉敬愛学園 (敬愛大学)	1名
イオンリテール株式会社 (イオン稲毛店)	1名
千葉市 (稲毛区役所、穴川コミュニティセンター、保健福祉センター、小中台公民館、稲毛公民館、稲毛公園)	4名
学識経験者	2名
学生	9名
協議会公募委員	2名
事務局	6名
合計	44名

④ 意見概要

意見交換会での主な意見は以下のとおりです。

表 1-7 意見概要

項目		主な意見概要	
公共交通	人的対応・心のバリアフリー	市民	<p>① 駅員研修とは、どのような研修を行っているのか。知的障害者への対応も含めた研修があるのか。昨今、知的障害者でも鉄道・バスを利用して仕事に行くことも増えているので、知的障害者への対応も含めた研修も取り入れてほしい。</p> <p>② 座学研修だけでなく、障害当事者も研修に参加し、実践的な研修とすることが重要である。目に見えない障害についても理解を深めていただきたい。</p> <p>③ 知的障害者や精神障害者への対応訓練、教育を受けた丁寧な対応をされていると感じた。</p> <p>④ 筆談具が設置されていても、災害時などに混乱、混雑している中では聴覚障害者への対応が難しいのではないかと。筆談だけでなく、スマートフォンなどでも情報提供内容がわかるようにして頂くと良い。</p> <p>⑤ 階段の通行位置が全駅で左右統一されることが望ましい。</p>
		事業者	<p>① 駅社員の教育・研修については、車椅子利用者への対応等についての研修や、知的障害者への対応も含めた研修も実施している。</p> <p>② 障害者の方をお呼びして講演会などを開催している。また、障害者雇用を進め、その方々と関わりながら研修を実施している。</p> <p>③ サービス向上として、駅社員のサービス介助士資格の取得推進を図っている。</p> <p>④ LED 表示板を設置しているが、異常時の案内について全ての情報を発信出来ていないわけではない。</p> <p>⑤ 階段の通行位置は各駅の利用者の状況や人の流れを踏まえて設定しているものだが、現状を確認して検討したい。</p>
	案内設備	市民	<p>① 無人駅では聴覚障害者は駅利用に困っている。券売機などで困った時、駅社員対応は音声（インターホン）のみであり、聴覚障害者にとっては対応がわからない。特に夜は駅利用者が少なく、周囲に助けを求めることができず、聴覚障害者だけがサービスを受けられない状況なので、対応を考えてほしい。</p>
		事業者	<p>① 課題として認識している。なお、千葉モノレールの駅の場合においては、事前に千葉都市モノレール会社へ連絡をもらえば、駅社員が無人駅へ出向いて対応することは可能である。</p>
	トイレ	市民	<p>① 車椅子利用者用トイレについてはいくつか事業として出ているが、オストメイト対応設備の設置については対応いただけるのか。ほとんど整備されていないという話を聞いている。</p>
		事業者	<p>① 千葉モノレールの場合、多機能トイレ内にオストメイト対応設備が設置されている。未設置箇所についても、改修にあわせて順次整備する。</p>
建築物 (商業施設)	市民	<p>① トイレの非常用ボタンが小さくわかりにくいと、押しボタンを間違えてしまうという意見が出ていたので対応を検討してほしい。</p> <p>② 外階段が広く、中央のみに手すりがある。しかし、中央部は自転車用のスロープがあり、自転車利用者がスロープを利用している間は手すりを使用できない。中央部だけでなく、両サイドに手すりがあるとよい。</p>	
	事業者	<p>① 中期的にトイレは和式から洋式への改修を進めるため、その中で検討したい。和式が必要という意見もあるため、一定数残しながら改修する予定としている。</p> <p>② 外階段については、本意見を設備担当者に伝えて対応を検討したい。</p>	
都市公園	トイレ	市民	<p>公園のトイレが綺麗になる話がありうれしく思った。綺麗なトイレがあるかどうかで、当該公園に行くことを決めているため、トイレは大事である。特にコロナ禍では、手洗いを頻繁に行うことから重視している。使い勝手の良いトイレになることは良いと思う。</p>

※上記意見概要は、JR/京成稲毛地区の生活関連施設全てに該当するものではありません。

第2章 バリアフリー化に向けた基本的な方針

2.1 地区の現状と課題

(1) 地区の現状

面積(重点整備地区)	107 ha	
旅客施設(2000人/日以上)乗降客数	JR 稲毛駅	99,932人(2019年度)
	京成稲毛駅	7,136人(2019年度)
	モノレール穴川駅	3,718人(2019年度)
バス便数	JR 稲毛駅東口	789(本/日)・片道(上下線平均)(2017年)
	JR 稲毛駅西口	530(本/日)・片道(上下線平均)(2017年)
	京成稲毛駅	49(本/日)・片道(上下線平均)(2017年)
	穴川駅	278(本/日)・片道(上下線平均)(2017年)
生活関連施設数	22施設	
生活関連経路延長	約5,600m	
500m圏人口	12,749人	※JR 稲毛駅を中心に500m圏の範囲で算出 (2015年国勢調査4次(500m)メッシュ)
500m圏高齢者数	2,180人	
500m圏高齢化率	17%	

※JRの乗降客数は乗車人員公表値を2倍した値 バス便数は千葉市立地適正化計画データより

(2) 課題

JR/京成稲毛地区は、駅周辺の人口がバリアフリーマスタープランで指定した促進地区のうちでも多く、高齢化率の低い地区です。

駅から500m程度の範囲内に、病院や福祉施設、大規模店舗が集積しています。また、駅から1km以上離れた場所に稲毛区役所をはじめ公共施設が集積しています。

駅周辺の主な土地利用は住宅であり、JR 稲毛駅の南東側に設定されている都市機能誘導区域内の大規模倉庫跡地周辺では、市街地再開発事業に向けた検討が進んでいます。

JR 稲毛駅は乗降客数が多い駅です。バス便数も JR 千葉駅に次いで多く、駅西側は稲毛海岸駅方面へ、駅東側は稲毛区役所方面へのアクセスが充実しています。東口駅前広場は再整備に向けた検討が行われています。

稲毛区役所方面へはバス利用が多いことが想定されるため、区役所付近のバス停の利便性向上やわかりやすい案内誘導が求められます。また、JR 稲毛駅と京成稲毛駅間を結ぶ道路は歩道がなく交通量も多いため、歩行環境の改善が求められます。

2.2 バリアフリー方針及び事業の目標年次

(1) バリアフリー方針

JR/京成稲毛地区の課題を踏まえ、バリアフリーマスタープランで設定した JR/京成稲毛地区におけるバリアフリー方針を以下に示します。

- 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。
- バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

(2) 事業の目標年次

本地区別バリアフリー基本構想の計画期間が令和 12 年度（2030 年度）であることを踏まえ、特定事業等の事業期間を、バリアフリーマスタープランの中間評価までの期間を短期、中間評価から計画期間までを中期とし、各期間の終了時期を目標として特定事業等の推進を図ります。

なお、計画期間以降に実施する事業については、地区別バリアフリー基本構想改定の際に課題として引き継がれるよう、長期として設定します。

短期：令和 3 年度～令和 7 年度（2021 年度～2025 年度）
中期：令和 8 年度～令和 12 年度（2026 年度～2030 年度）
長期：令和 13 年度（2031 年度）以降

第3章 重点整備地区の設定

3.1 重点整備地区の設定の考え方

バリアフリーマスタープランでは、促進地区のうち、立地適正化計画において、都心、重要地域拠点に位置づけられている地区を含むものについては、評価要件（①旅客施設の乗降客数、②生活関連施設の立地数、③人口）に基づく優先度等を踏まえた上で、重点整備地区を設定し、地区別バリアフリー基本構想を作成することとしています。下図のフローに基づき、JR/京成稲毛地区において、設定パターンB：主要施設抽出型（駅周辺）の考えのもとに、重点整備地区を設定します。

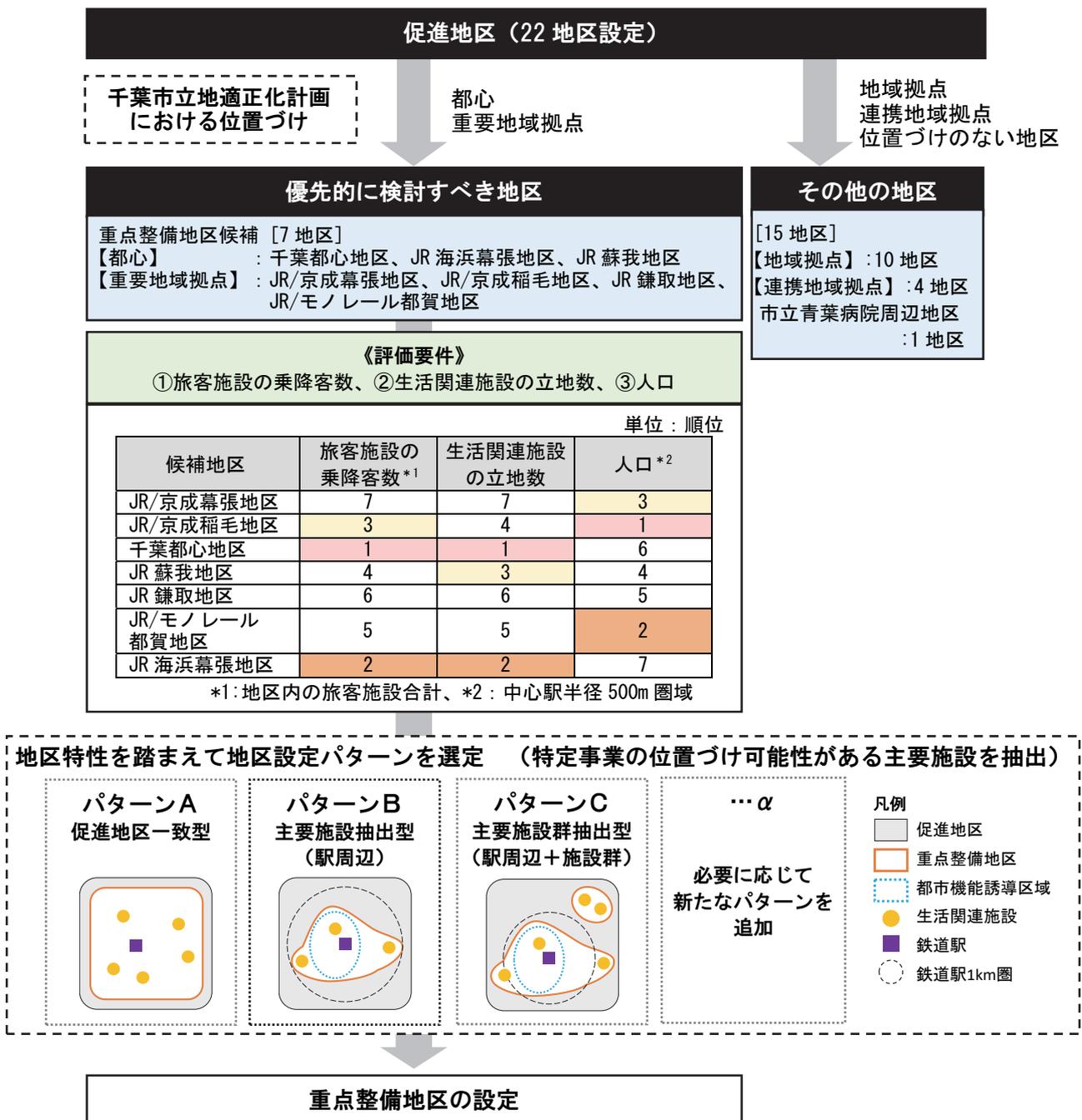
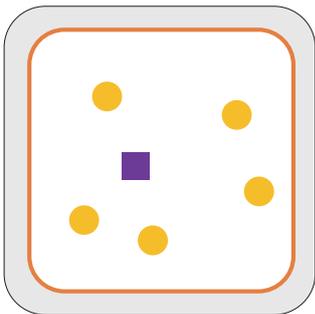
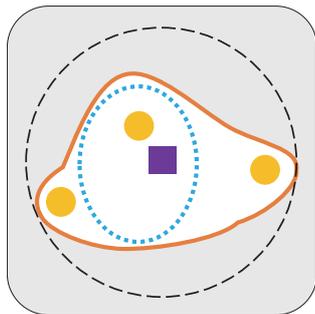
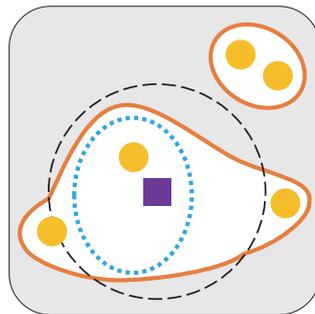


図 3-1 重点整備地区設定の考え方フロー

表 3-1 地区設定パターンの考え方

		A	B	C	
		促進地区一致型	主要施設抽出型 (駅周辺)	主要施設群抽出型 (駅周辺+施設群)	
設定の考え方	重点整備地区	促進地区全域	都市機能誘導区域 +鉄軌道駅半径 1km 圏 内の生活関連施設を含む範囲	Bの範囲+鉄軌道駅半径 1km 圏外の施設集積エリア	
	生活関連施設	鉄軌道駅	乗降客数 2,000 人以上		
		抽出範囲	・促進地区全域	・都市機能誘導区域 ・鉄軌道駅半径 1km 圏内	・都市機能誘導区域 ・鉄軌道駅半径 1km 圏内 +圏外の施設集積エリア
	生活関連経路	重点整備地区内で、生活関連施設間を結ぶ経路			
	イメージ				
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な地区かつ促進地区⇨都市機能誘導区域で妥当な範囲 ・新たな範囲設定が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ①鉄軌道駅半径 1km 圏域付近の主要な施設も事業の位置づけが可能 ②生活関連施設の配置状況に応じた面的、一体的なバリアフリー整備の現実的な範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ①左記 ②左記 ③鉄軌道駅半径 1km 圏外の主要施設も漏れなく事業の位置づけ可能 		
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地区では、地区範囲が広く重点的な整備が困難となる恐れあり 	<ul style="list-style-type: none"> ①都市機能誘導区域の範囲によっては、地区範囲が広くなり重点的な整備が困難となる恐れあり ②重点整備地区の区域設定について、その考えを新たに整理する必要あり 			
JR/京成稲毛地区での採用パターン			○		

イメージ凡例 □ 促進地区 □ 重点整備地区 □ 都市機能誘導区域 ● 生活関連施設 ■ 鉄道駅 ○ 鉄道駅1km圏

3.2 重点整備地区の設定

JR/京成稲毛地区においては、以下の考え方にに基づき重点整備地区を設定します。

- ① 都市機能誘導区域を含むように地区を設定する。
- ② バリアフリーマスタープランにおける生活関連施設のうち、地区別バリアフリー基本構想における生活関連施設に該当する施設を3施設以上含むように地区を設定する。
- ③ 地区境界は町界、道路、河川など明確な境界線で区切る。

3.3 生活関連施設・生活関連経路の設定

以下の考え方にに基づき生活関連施設・生活関連経路を設定します。

(1) 生活関連施設の設定

- ・バリアフリーマスタープランの生活関連施設を基本に、不特定多数の高齢者・障害者等の利用が考えられる施設を生活関連施設として設定する。
- ・旅客施設等を中心に半径 500m程度が徒歩圏、半径 500m以上は徒歩以外の移動が多くなり、半径 1km 以上は徒歩以外の移動が主体になると考えられる。このような特性を踏まえ、距離に応じて生活関連施設の抽出ルールを定めるものとする。(表 3-2 JR/京成稲毛地区における生活関連施設の抽出ルール参照)
- ・バリアフリー法の改正に伴い、新たに特別特定建築物に追加された公立小中学校を文化・教養・教育施設として生活関連施設に位置付ける。ただし、重点整備地区における面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、重点整備地区内に立地する公立小中学校のみを生活関連施設として設定する。

- ① 半径 1km 以内においては、すでに促進地区において位置づけられている生活関連施設を対象とする。
- ② 重点整備地区内に立地する公立小中学校を対象とする。
- ③ 半径 1km 以上は、全て対象外とする。

(2) 生活関連経路の設定

- ・バリアフリーマスタープランで定めた生活関連経路を基本とし、重点整備地区における生活関連施設間を結ぶ経路を設定する。
- ・追加する生活関連施設への経路は、原則として既存経路から分岐させて設定する。
- ・生活関連経路は以下の2つの性格を持つ経路を選定し設定する。

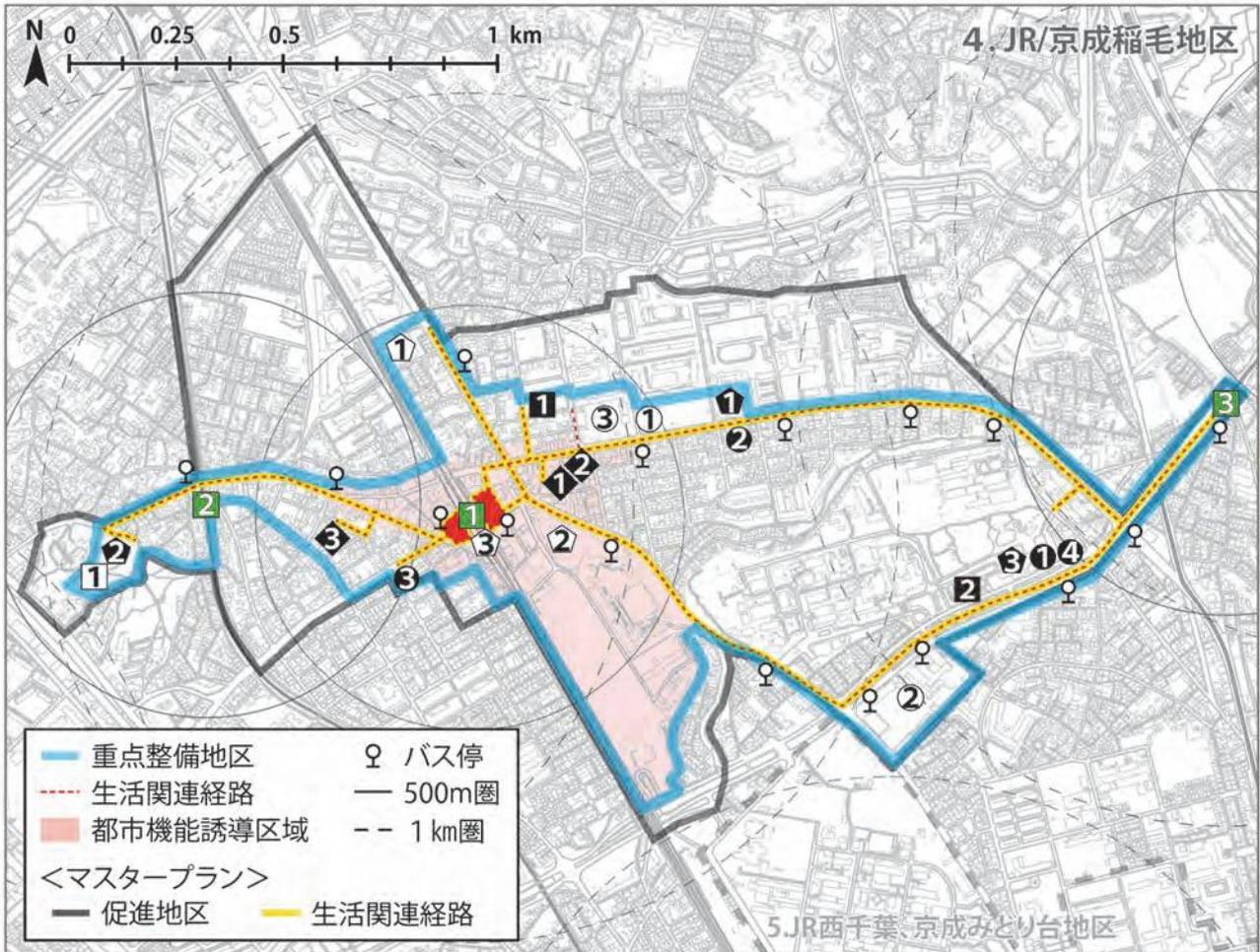
- ① 地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路
- ② 生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路

表 3-2 JR/京成稲毛地区における生活関連施設の抽出ルール

施設種別	生活関連施設	抽出ルール		
		半径 500m 圏内	半径 500~ 1km 圏内	
1	旅客施設	鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）	○	○
		旅客船ターミナル	○	○
2	公共施設 (公益施設)	市役所、区役所、市民センター等	○	○
		連絡所	○	×
		県庁	○	○
		警察署	○	×
		運転免許センター	○	○
		法務局	○	×
		税務署	○	×
		県税事務所	○	×
		公共職業安定所[ハローワーク]	○	×
		年金事務所	○	×
		郵便局	○	○*
3	集会施設	コミュニティセンター、 勤労市民プラザ、公民館	○	×
		市民会館	○	○
4	福祉施設	高齢者施設（地域安心ケアセンター、 いきいきセンター・プラザ）	○	×
		障害者施設（障害者福祉センター、 養護教育センター）	○	×
		障害者施設（療育センター）	○	○
		子育て支援施設 （地域子育て支援センター）	○	×
		社会福祉協議会	○	×
5	保健施設・ 病院	保健所、保健福祉センター	○	○
		病院（病床数 20 床以上）	○	×
		総合病院（病床数 100 床以上）	○	○
6	文化・教養 ・教育施設	生涯学習センター、青少年センター、 文化会館（センター・プラザ・ホール）、科学 館、スポーツ施設	○	×
		図書館、博物館、美術館	○	×
		大学	○	×
		特別支援学校	○	×
		公立小中学校	○	○
7	大規模店舗	大規模小売店舗（2,000 m ² 以上）	○	×
		大規模集客施設（10,000 m ² 超）	○	×
8	宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館	○	×
9	都市公園	地区公園	○	×
		都市基幹公園、大規模公園、特殊公園	○	○
10	駐車場	路外駐車場（公共）	○	×
11	—	上記の生活関連施設に合致する従前の千葉市 バリアフリー基本構想の目的施設	○	○
12		上記の生活関連施設のうち、生活関連経路に 出入口を接する施設	○	○

○：対象 ×：対象外 ※ゆうゆう窓口有

【重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路】



種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR 稲毛駅	保健施設 ・病院	1	稲毛病院
	2	京成稲毛駅		2	稲毛保健福祉センター
	3	モノレール穴川駅	文化・教養 ・教育施設	1	稲毛図書館
1	稲毛区役所 ※	2		敬愛大学	
公共施設	2	千葉小仲台郵便局		3	小中台小学校
	3	稲毛駅前郵便局	大規模 店舗	1	マルエツ稲毛店
	4	稲毛市税出張所 ※		2	イオン稲毛店
	集会施設	1		小中台公民館	3
2		稲毛公民館	都市公園	1	稲毛公園
3		穴川コミュニティセンター			
福祉施設	1	子育てひろば・いなげ (稲毛保育園内)			
	2	千葉市あんしんケアセンター小仲台			
	3	千葉市あんしんケアセンター稲毛			

※は同一建築物内

バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設として設定していましたが独立行政法人放射線医学総合研究所は不特定多数の利用がないため、除外しています。

第4章 移動等円滑化に関する事項

4.1 重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方

重点整備地区におけるバリアフリー化の推進にあたり、『バリアフリー化に関する基準等』、『バリアフリー化に向けた配慮事項』、『バリアフリー方針』を考慮した上で、地区別バリアフリー基本構想において特定事業等を定めます。地区別バリアフリー基本構想策定後、各施設設置管理者等が作成した特定事業計画に基づき、事業を執り行うことで、地区内の連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。



図 4-1 重点整備地区におけるバリアフリー化推進の考え方

また、地区別バリアフリー基本構想の趣旨や、市民・事業者の役割等について、理解を深めてもらうための啓発・広報の機会を設けていくとともに、市民参加の機会を探りながらバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

鉄軌道の旅客施設については、JR 駅を中心に、エレベーターや車椅子利用者用トイレなどおおむねバリアフリー化が図られていますが、オストメイト対応設備・乳幼児用設備などの充実やわかりやすさの向上など、より高水準のバリアフリー化が求められています。

建築物では、公共施設における案内サインや人的対応の充実が課題です。また、築年数やバリアフリー状況がそれぞれ異なり、各施設の状況に応じて可能な対策を図ることが求められています。

都市公園は、市の文化財にも指定されている松林を残した風致公園のため大きな改変ができない状況ですが、園路の幅員や出入口の段差、トイレのバリアフリー化などが課題となっています。

これらの生活関連施設のバリアフリー化を推進するために、地区別バリアフリー基本構想において特定事業等を設定します。事業設定後、各施設設置管理者等が作成する特定事業計画にしたがって事業を実施することで、着実なバリアフリー化の推進を図ります。

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

市が管理する道路については、特定事業設定後に作成する特定事業計画に基づいて具体的な取組みを進めることとしており、重点整備地区においては、当該計画に位置づけた事業を特定事業としてバリアフリー化を図っていきます。また、信号機等のバリアフリー化については公安委員会と相互連携を図りながら推進していきます。

4.2 バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 4-1 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車輛停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和3年3月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改正
条例等	公共交通・道路公園・建築物等	千葉県福祉のまちづくり条例	千葉県 平成24年3月改定
	公共交通・道路公園・建築物等	千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	千葉県 平成30年10月改訂
	道路	県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	千葉県 令和3年10月
	道路	千葉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	千葉市 平成24年12月
	道路	歩行空間整備マニュアル ～安全で快適な歩行空間の整備～	千葉市 平成25年4月改訂
	道路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設基準	千葉市 平成31年4月
	道路	千葉市歩行空間のベンチ設置計画	千葉市 平成31年4月
	都市公園	千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県 平成24年7月
	都市公園	千葉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉市 平成24年12月
	建 築 物	千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針	千葉県 平成17年3月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	千葉県 令和3年7月改正

4.3 バリアフリー化に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、バリアフリーマスタープランにおいて、『バリアフリー化の促進に向けた配慮事項』が示されています。本地区別バリアフリー基本構想では、その内容をもとに、今年度実施したまち歩き点検ワークショップやアンケート調査の結果を踏まえ、バリアフリー化に向けた配慮事項を整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。また、整備にあたり施設設置管理者間の連携や整備手法の検討が必要な事業についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化に配慮した整備の推進に努めるものとします。あわせて、人による対応や心のバリアフリーなどのソフト施策の推進を図ります。

なお、今後の社会情勢等の変化により、配慮すべき事項等がさらに多様化していくことが予測されるため、国の動向等を踏まえ、これら以外の事項等についても留意していく必要があります。

(1) 公共交通のバリアフリー化

1) 旅客施設（鉄軌道駅）

表 4-2 旅客施設（鉄軌道駅）の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。 (平均乗降客数 3,000 人/日以上以上の駅は全て整備済み)
	階段周辺など動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる経路に配慮して視覚障害者誘導用ブロックを配置する。
	必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。
② 上下移動	エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする(十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。
③ ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の間隙や段差は、できる限り小さくする。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。 高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。
④ 券売機等	車椅子使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい(反射しない)券売機等を設置する。
⑤ トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ(男女)に広めの個室や手すり、乳幼児用設備(ベビーチェアやベビーベッドなど)を設置する。
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。(車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ)また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。
	異性介助等に配慮したトイレを設置する。(多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等)
	一般トイレは、和式便器を洋式化(ウォシュレット対応)するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

項目	共通の配慮事項
	便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。 便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑥ 案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
⑦ 人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 タッチパネルが利用できない視覚障害者、インターホンが利用できない聴覚障害者等に対し、無人駅における障害者等への対応方法を検討する。 エレベーターや車椅子利用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。 多様な利用者への適切な対応について職員の教育・研修を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。 駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

※下線部分は JR/京成稲毛地区において市民意見が多く出たもの

● 参考：旅客施設のバリアフリー化



図 4-2 可動式ホーム柵



図 4-3 ホーム柵

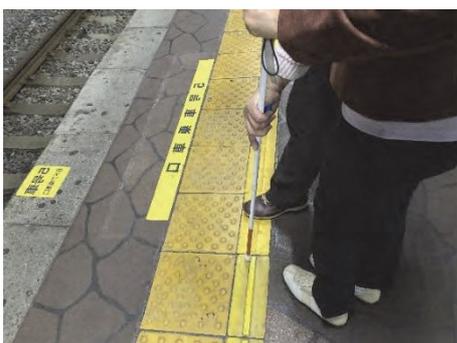


図 4-4 内方線付点状ブロック

2) バス

表 4-3 バスの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 車両	ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
② バス乗降場・停留所 (道路管理者と連携)	<u>バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。</u>
	駅前広場では、駅出入口から各停留所まで連続した上屋（幅員 2.5m 以上が望ましい）を設置する。
	バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。
	<u>バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。</u>
③ 案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（乗場案内・わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。
	案内設備や停留所の柱等が利用者の動線を阻害しないよう配置に留意する。 バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④ 人的対応・心のバリアフリー	<u>バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。</u>
	<u>バス停では、車外に向けてわかりやすく行き先のアナウンスを行う。</u>
	<u>多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。</u>
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

※下線部分は JR/京成稲毛地区において市民意見が多く出たもの

● 参考：バスのバリアフリー化



図 4-5 ノンステップバス



図 4-6 バリアフリー化されたバス停留所

3) タクシー

表 4-4 タクシーの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 車両	車椅子利用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
② 乗降場 (道路管理者と連携)	多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。（平坦部の確保、わかりやすい動線、上屋の設置、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置等）
③ 人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

(2) 道路のバリアフリー化

地区の幹線的な道路については、道路移動等円滑化基準への適合を目指したバリアフリー化を進める必要がありますが、基準に適合することが困難な道路においても、ハード・ソフト両面からバリアフリー化に向けて可能な取組みを行い、歩行者の安全性・利便性の確保を図ります。

また、鉄軌道駅から生活関連施設への距離が長く、実情として路線バスで移動が見込まれる経路については、施設の最寄りのバス停留所及び停留所から施設への経路についてバリアフリー化を図ります。

1) 歩道のある道路

表 4-5 歩道のある道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、市の関連するマニュアル等を勘案し、可能な限りバリアフリー化に配慮する。
	車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。
	がたつきの発生しにくい舗装材を採用する。
	歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車椅子使用者が円滑に通行できるもの（段差 1cm）にする。
	雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。
	バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。
	交差点部や生活関連施設付近などを中心に、歩道の幅員等を考慮し、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
	必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。
② 安全対策	駅前広場では、駅出入口から各停留所まで連続した上屋（幅員 2.5m 以上が望ましい）や、多様な利用者が使いやすい乗降場を設置する。
	電柱や街灯、案内サイン等の附属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
③ 案内設備	自転車走行空間を整備し、自転車と歩行者が分離された安全な歩行空間を確保する。
	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④ 維持管理	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、雑草や植栽の枝の除去などの維持管理に配慮する。
⑤ 人的対応・心のバリアフリー	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。（PR シートの貼付等）
	自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

※下線部分は JR/京成稲毛地区で市民意見が多く出たもの

2) 歩道のない道路

表 4-6 歩道のない道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 整備	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。 通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。
② 安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。
	電柱や街灯、案内サイン等の附属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
③ 案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④ 維持管理	舗装や案内設備、路側帯の雑草の除去などの維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤ 人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

※下線部分は JR/京成稲毛地区で市民意見が多く出たもの

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料など）

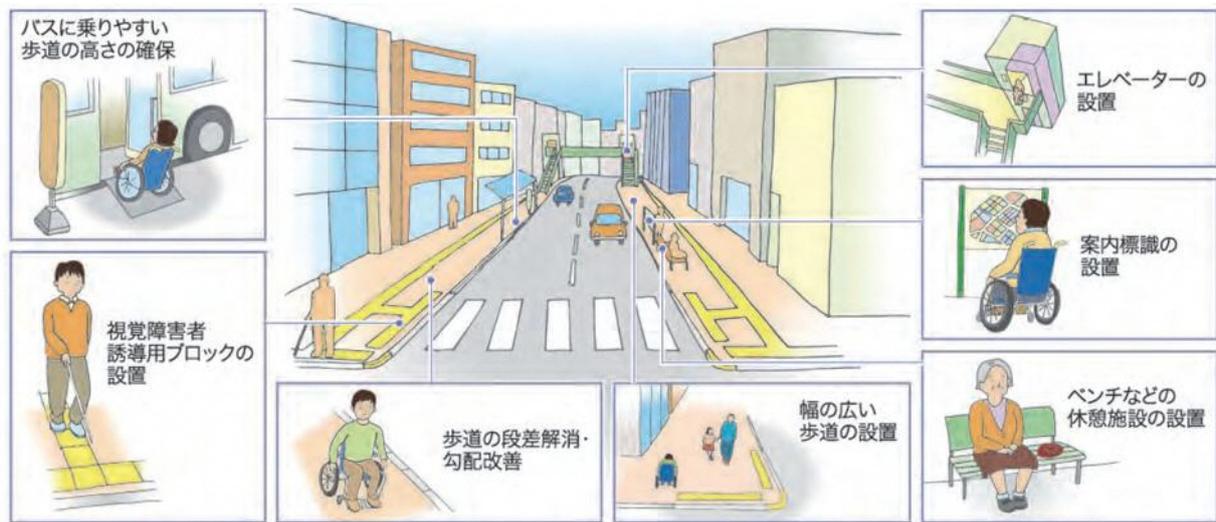


図 4-7 道路のバリアフリー化



図 4-8 バリアフリー化された歩道



図 4-9 生活道路での安全対策（コミュニティ道路）



図 4-10 歩道のない道路での安全対策（路側帯のカラー舗装）

(3) 都市公園のバリアフリー化

表 4-7 都市公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）は通行の支障となる段差や勾配を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm 以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
② 園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。
	主要な園路には段差を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm 以上）。
③ トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。
	異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）
	一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。
	便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。
④ 休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤ 駐車場	出入口に近い場所に十分な広さの障害者等用駐車スペース（幅 350cm 以上）を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
	三輪自転車等の一般の駐輪ラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。
⑥ 案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑦ 維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑧ 人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

※下線部分は JR/京成稲毛地区で市民意見が多く出たもの

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）

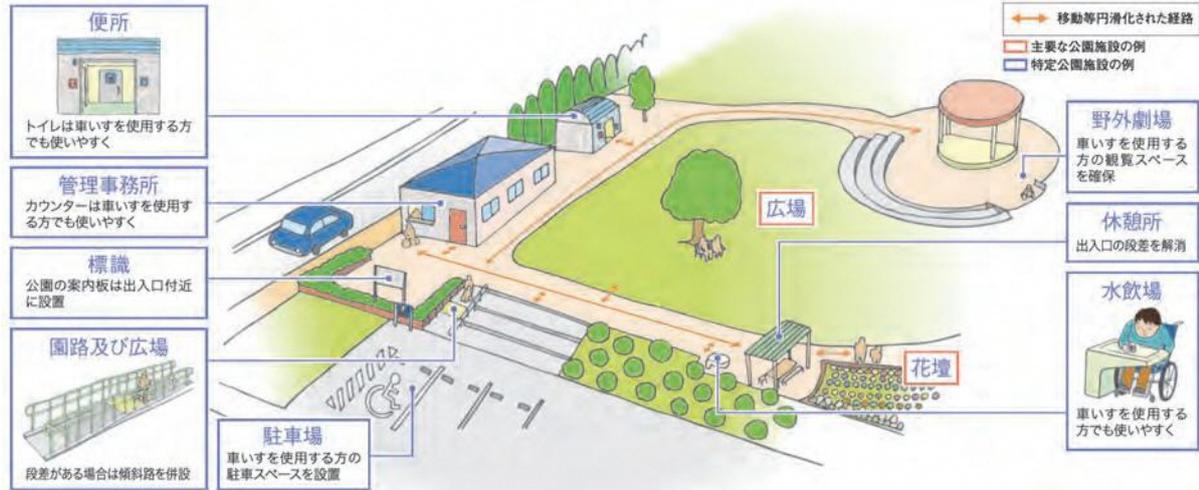


図 4-1 1 都市公園のバリアフリー化



図 4-1 2 ユニットトイレ（園生三和公園）



図 4-1 3 水飲み場（轟町1丁目公園）



図 4-1 4 視覚障害者誘導用ブロック（轟町1丁目公園）

(4) 建築物のバリアフリー化（駐車場を含む）

表 4-8 建築物の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建築物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する（80cm 以上）。
② 建築物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm 以上）。
	主要な通路に段差がある場合は、スロープ（8%以下）を設置するなどして段差を解消する。
	主要な通路は高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。
	階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
③ 上下移動	2 階以上の建築物には、障害者が利用しやすい構造のエレベーターを設置する（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。
④ トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。
	温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ） また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。
	異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）
	一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。
	便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。
	便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤ 駐車場	施設規模に応じ、出入口に近い場所に十分な広さの障害者等用駐車スペース（幅 350cm 以上）を複数設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
	三輪自転車等の一般の駐輪ラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。
	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑥ 案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	歩道等から出入口の位置がわかる音声案内を設置する。（シグナルエイドに対応）

項目	共通の配慮事項
⑥ 案内設備	インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示を設置する。
	<u>色の違いがわかりにくい人や、色の違いによってイメージが伝わりやすい知的障害者等がいることに留意し、案内表示の色づかいを工夫する。(トイレの男女マークなど)</u>
	病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
⑦ その他設備	<u>受付や記入台は、車椅子使用者が接近しやすい構造とする。</u>
	貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	授乳室やおむつ交換台、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場を設置する。
⑧ 人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

※下線部分は JR/京成稲毛地区で市民意見が多く出たもの

● 参考：建築物のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか)

① 出入口・敷地内通路

赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

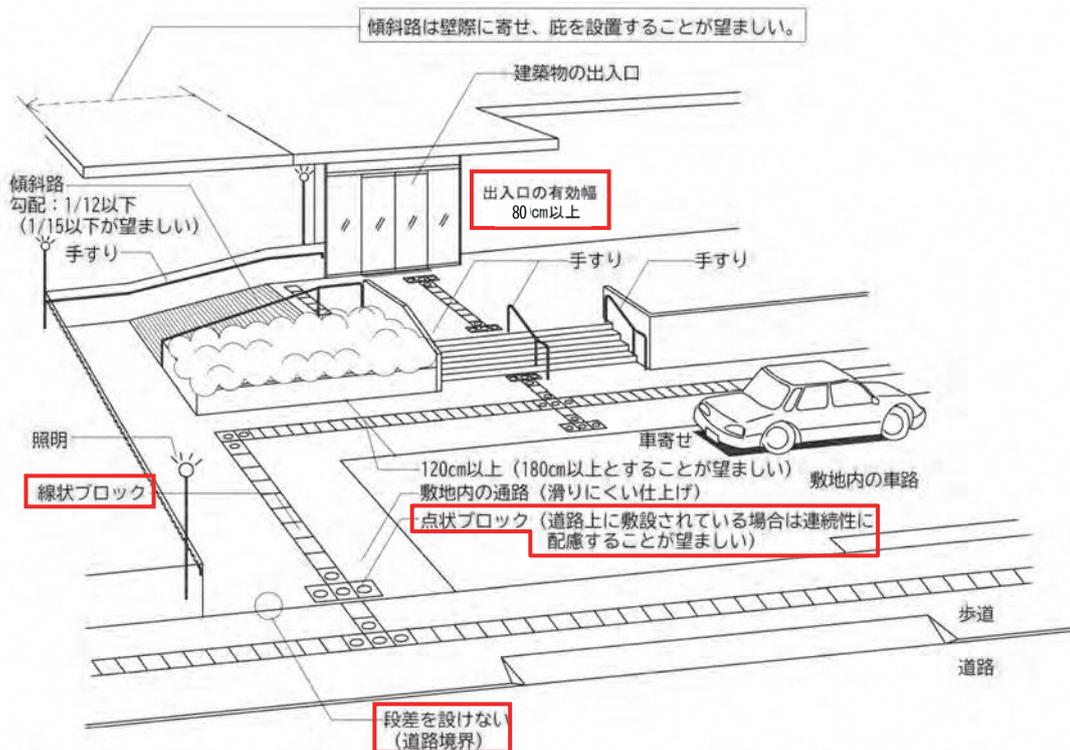
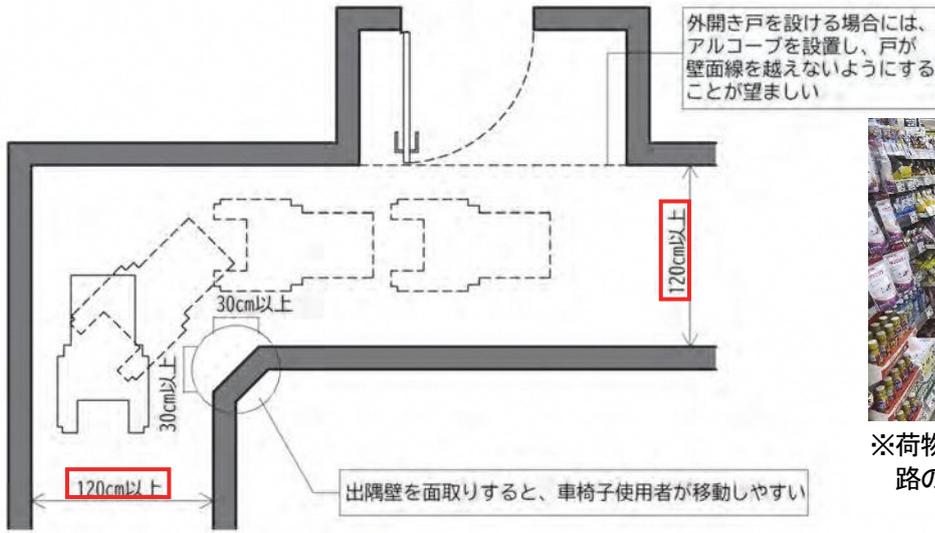


図 4-15 出入口・敷地内通路のバリアフリー化

② 建築物内通路



※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

図 4-16 建築物内通路のバリアフリー化

③ 上下移動

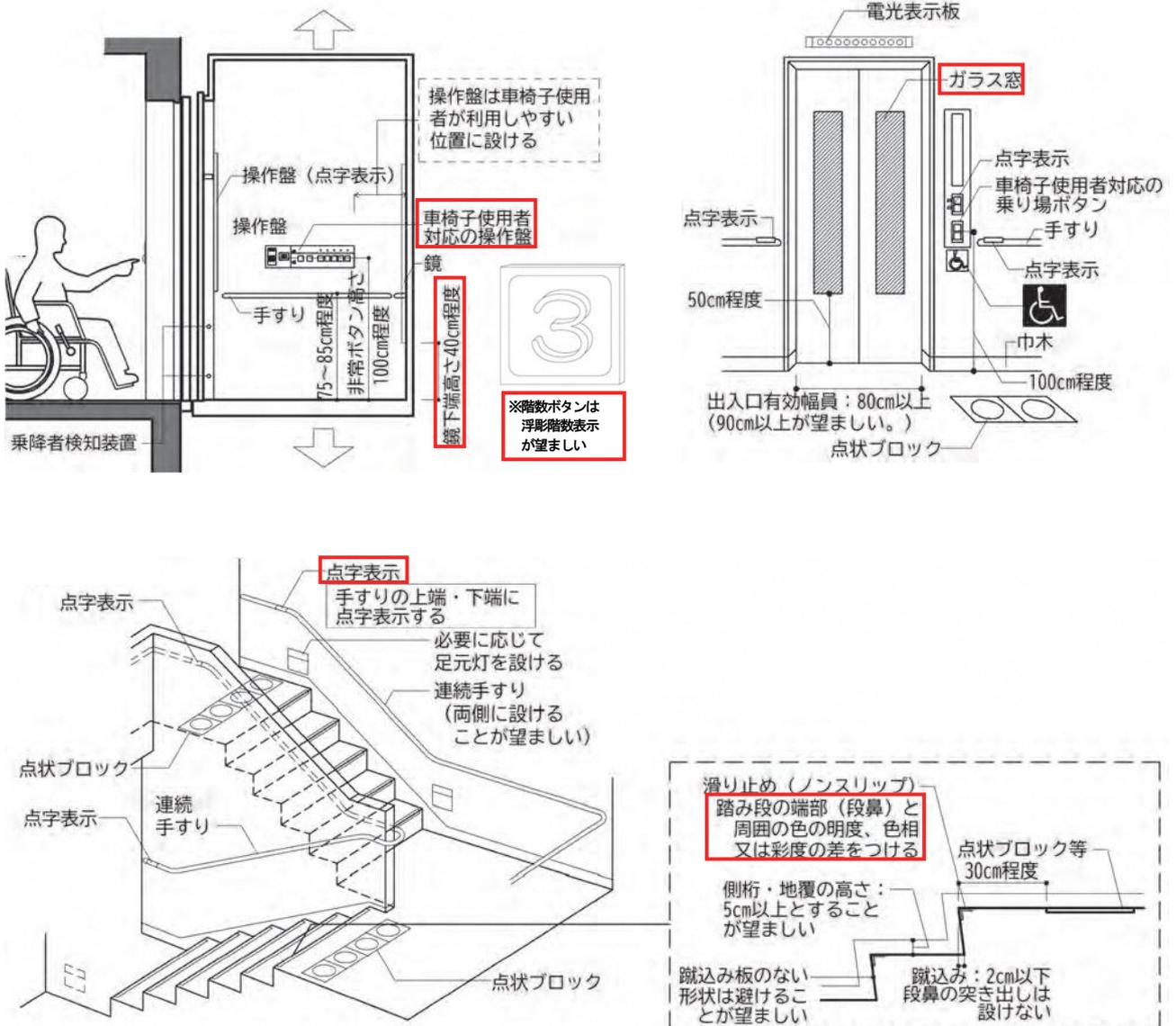
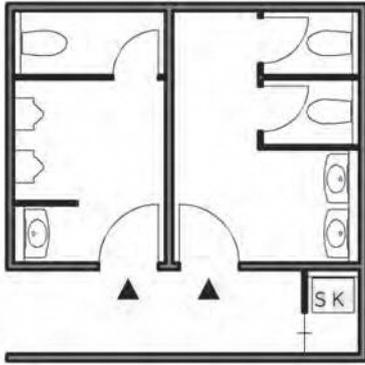


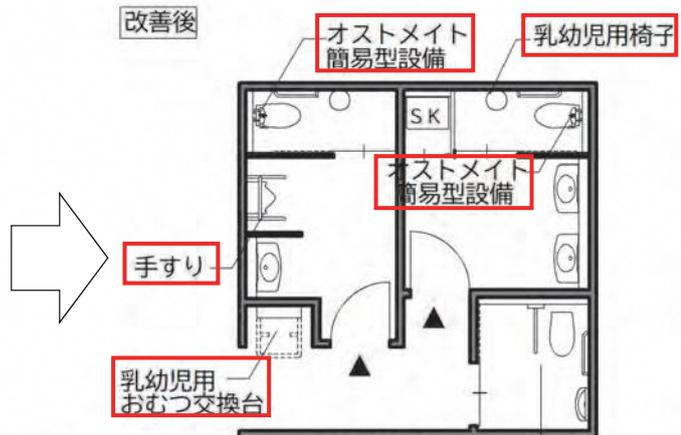
図 4-17 上下移動のバリアフリー化

④トイレ

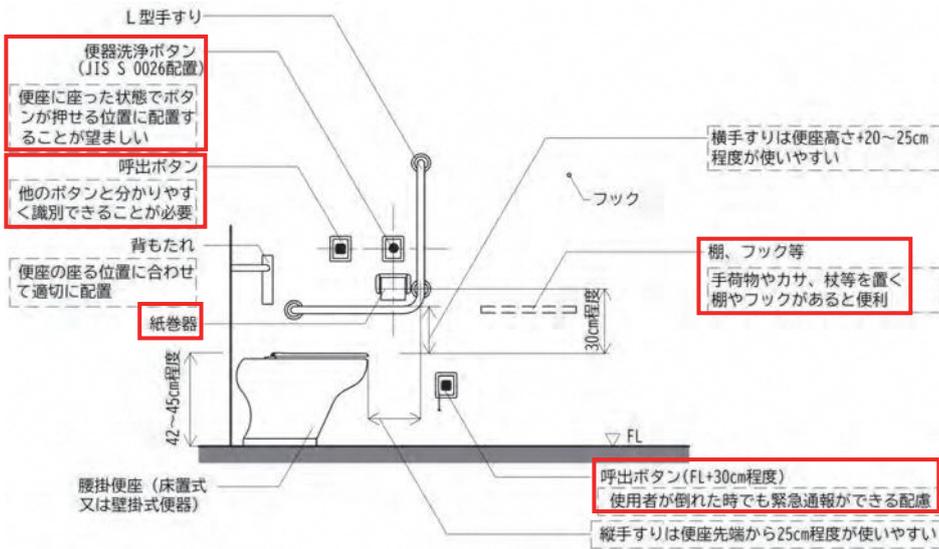
改善前



改善後



- ・男女共用の車椅子使用者用簡易型便房を設ける。
- ・乳幼児用おむつ交換台を設ける。
- ・オストメイト簡易型便房を設ける。
- ・便房の戸を引き戸とする。
- ・便房内に手すりを設ける。
- ・小便器に手すりを設ける。



○汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



●分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

○車椅子使用者用便房

○オストメイト用設備を有する便房

○乳幼児用設備を有する便房 (ベビーカーと共に入ることができる寸法)

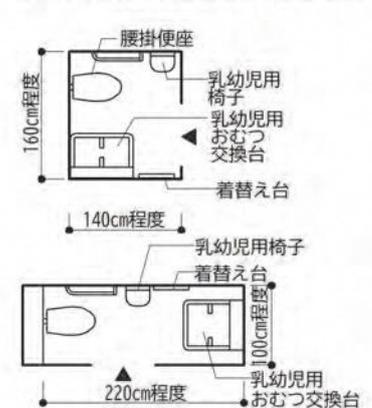
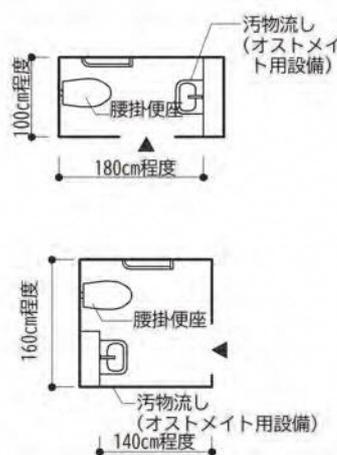
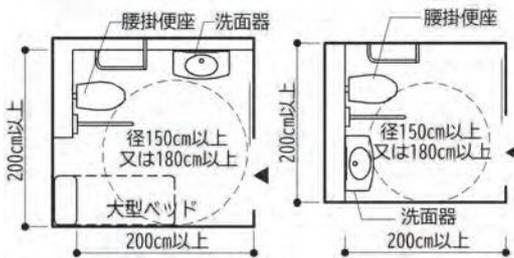


図 4-18 トイレのバリアフリー化 (車椅子対応・機能分散)

⑤ 駐車場

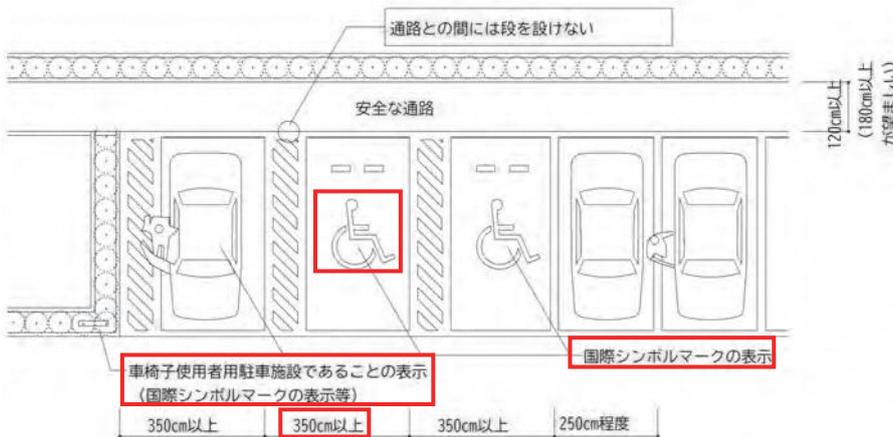


図 4-19 駐車場のバリアフリー化

⑥ 案内設備



図 4-20 ピクトグラムによる案内



図 4-21 触知図や音声による案内



図 4-22 総合案内 (人による対応)

⑦ その他設備

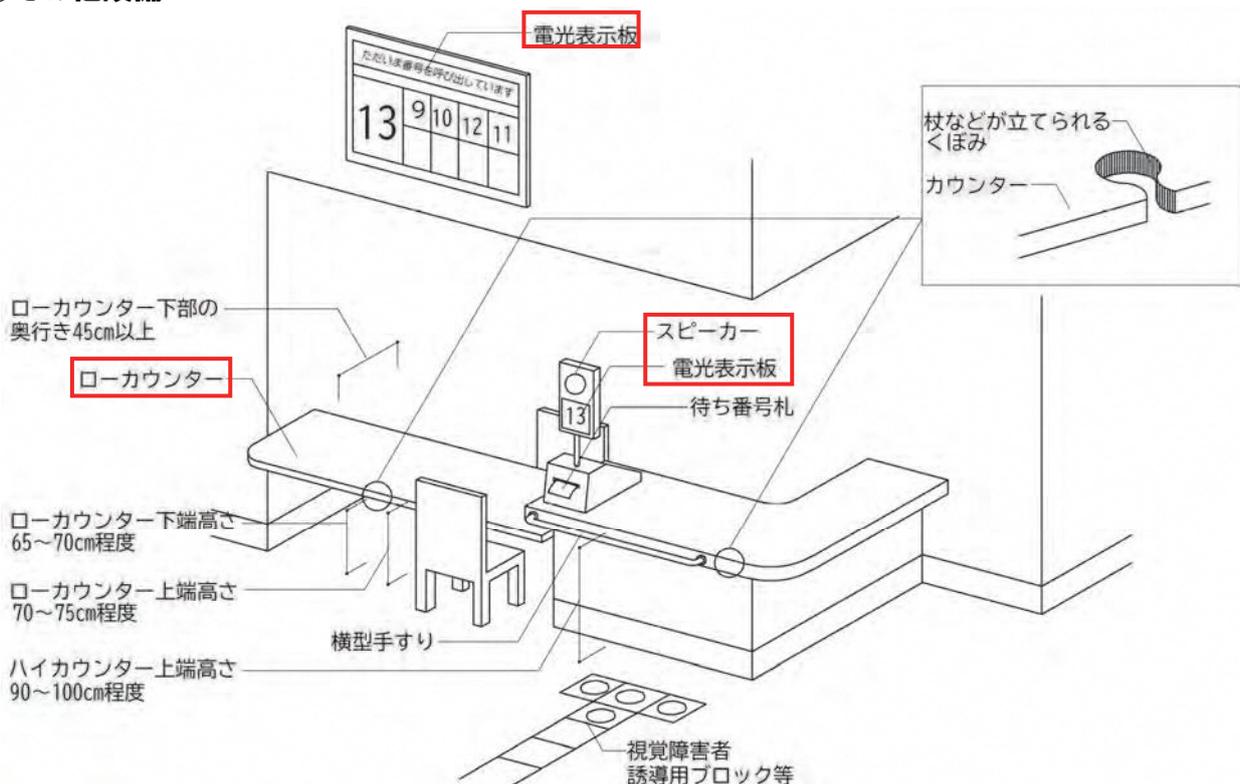


図 4-23 窓口・カウンターのバリアフリー化

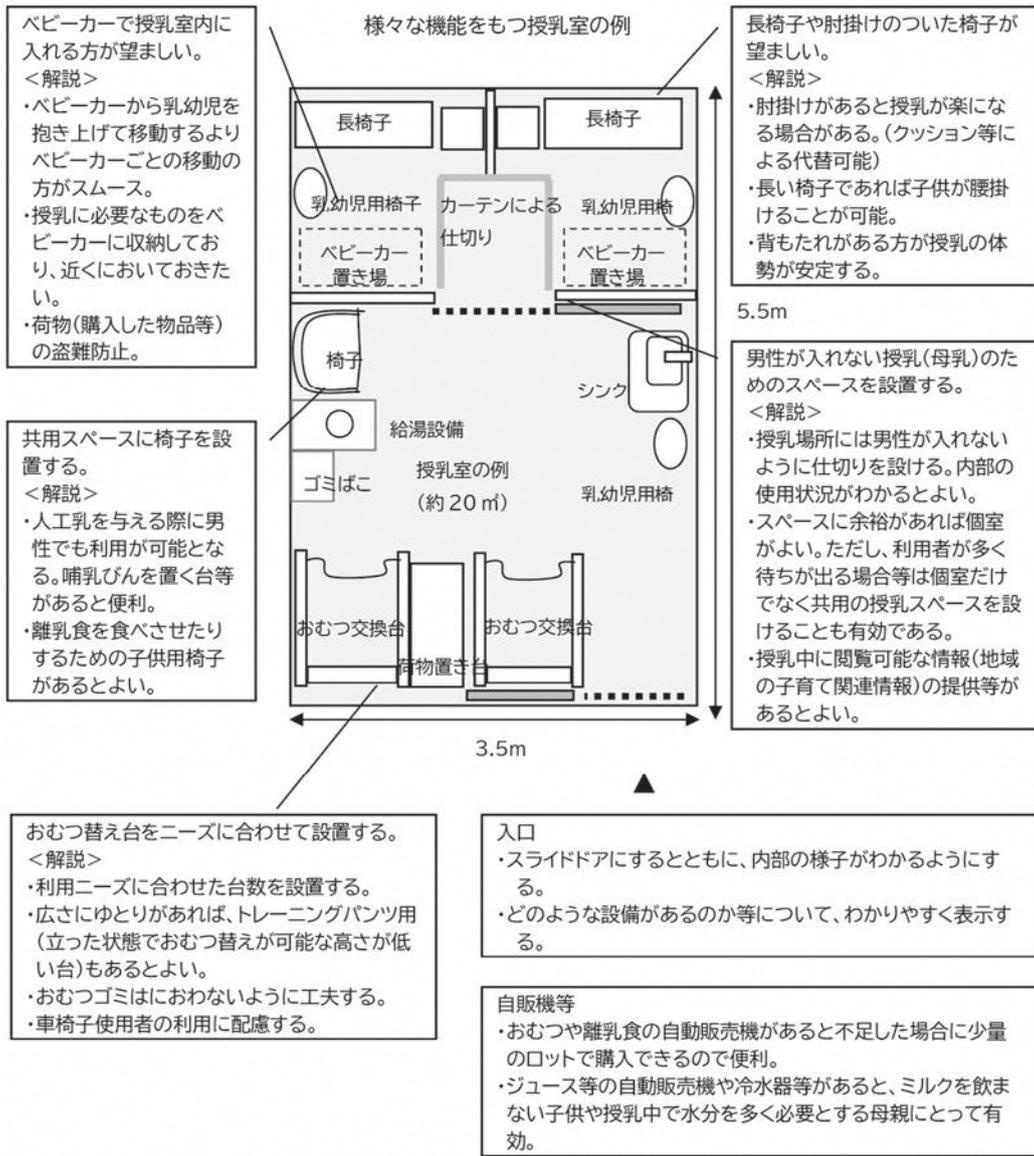


図 4-24 授乳室のバリアフリー化

⑧人的対応・心のバリアフリー



図 4-25 耳マーク



図 4-26 筆談用具



図 4-27 コミュニケーション支援ボード (千葉市図書館HPより)

(5) 交通安全（信号機等）のバリアフリー化

表 4-9 交通安全（信号機等）の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
① 信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。
	高齢者、障害者等が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
② 安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。
③ 人的対応・心のバリアフリー	自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

● 参考：信号機等のバリアフリー化



図 4-28 エスコートゾーン



図 4-29 経過時間表示式信号機

第5章 JR/京成稲毛地区における特定事業

生活関連施設及び生活関連経路、バスやタクシーなど車両等のバリアフリー化に関する特定事業の主な内容は以下のとおりです。次頁以降に特定事業毎の詳細を示します。

<p>特定事業の主な内容</p>	<p>可動式ホーム柵の設置等 ノンステップバスの導入</p>
<p>○公共交通特定事業 鉄軌道駅のバリアフリー整備（可動式ホーム柵、案内設備等）、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入 等</p>	 
<p>○道路特定事業 視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道の段差の解消 等</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置 歩道との段差解消</p>  
<p>○都市公園特定事業 園路の段差解消、トイレのバリアフリー化 等</p>	<p>トイレのバリアフリー化</p> 
<p>○建築物特定事業 建築物内のエレベーター設置等による段差解消、トイレのバリアフリー化 等</p>	<p>建築物内のエレベーター設置等の段差解消 トイレのバリアフリー化</p>  
<p>○交通安全特定事業 バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置 等</p>	<p>バリアフリー化のために必要な信号機</p> <p>〔音響式信号機 残り時間のわかる信号機〕</p> 
<p>○教育啓発特定事業 小中学校におけるバリアフリーに関する教育、障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催 等</p>	<p>小学生による公共交通の利用疑似体験 タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修</p>  

(写真：国土交通省資料より)

◆実施時期について

特定事業の実施時期は以下のとおりです。

短期：令和3～7年度

中期：令和8～12年度

長期：令和13年度以降

(例) 長期的に実施する事業、又は検討する事業

短期	中期	長期

表記の例

(例) 継続的に実施していく事業

短期	中期	長期
	継続	
→		

(例) 中期までに実施する事業

短期	中期	長期

5.1 公共交通特定事業

(1) 鉄軌道

1) 1 JR 稲毛駅（事業主体：東日本旅客鉄道株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
ホーム	可動式ホーム柵の設置に向けた国・自治体との協議を進め、安全対策を実施。			
人的対応・心のバリアフリー	人的サービスが必要な方に対し、駅社員等による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	→
	エレベーターや車椅子利用者用トイレの優先利用に関する定期的な駅構内放送により啓発を実施。		継続	→
	多様な利用者への適切な対応について、駅社員等への教育や研修を実施。		継続	→
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示。		継続	→
	駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発を継続して実施。		継続	→

2) 2 京成稲毛駅（事業主体：京成電鉄株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	駅設備等の改修に合わせ、階段は段鼻の色を強調し、段を識別しやすいように検討。			
ホーム	ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起対策を実施。			
	駅設備等の改修に合わせ、ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくするよう検討。			
トイレ	駅設備等の改修に合わせ、旅客施設の共通の配慮事項を考慮したトイレの改修を検討。			
案内設備	行先表示設備の設置。			
人的対応・心のバリアフリー	人的サービスが必要な方に対し、駅係員等による案内やサポートなどの対応を充実。（駅係員のサービス介助士資格取得を推進）		継続	
	エレベーターや車椅子使用者用トイレの優先利用に関し、駅係員による啓発（声掛け）を実施。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について、駅係員等への教育や研修を実施。		継続	
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示。		継続	
	駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発を継続して実施。		継続	

3) 3 モノレール穴川駅（事業主体：千葉都市モノレール株式会社、千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
ホーム	内方線付点状ブロックは他の未設置駅を含め計画的な改修を検討。			
券売機等	車椅子使用者でも近づきやすいよう蹴込みの設置を検討。（未解消駅を含め今後計画的に実施）			
トイレ	「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」）に基づき整備。			
案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示の設置を検討。			
	トイレの音声案内については「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」）に基づき検討。			
	緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるよう、可変式情報表示装置の設置を検討。			
人的対応・心のバリアフリー	全ての駅係員にサービス介助士の資格取得を促進、車椅子疑似体験、盲導犬講習会参加などの教育訓練を実施。		継続	
	駅への事前連絡による無人駅での係員の乗降補助・誘導、運転士による車椅子利用者への乗降介助を実施。		継続	
	車椅子等の利用がある旨のポスターや無人駅に「声掛け・助け合い」ポスターを掲出し、譲り合い、お客様同士の助け合いを啓発。		継続	
	日々の駅放送、車両基地見学、小学校への出前講座、イベント開催時等に乗車マナーの啓発を実施。		継続	

(2) バス

バス（事業主体：千葉県バス協会、各バス事業者、千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	ノンステップバスやワンステップバス等、誰にでも乗り降りしやすいバス車両の普及を促進。		継続	
バス乗降場・停留所 (道路管理者と連携)	ベンチ等の設置基準を満たす場所では、「公共交通利用促進等支援事業」の活用を促しつつ、バス停留所の環境整備（ベンチの設置）を促進。		継続	
案内設備	バス乗降場や停留所における案内の充実。		継続	
	案内設備や停留所の柱等が、利用者の動線を阻害しないよう留意。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	運転手の接客向上、機器操作の習熟を図るため、継続的に研修を実施。		継続	
	バスの利用促進と併せて利用時のマナー啓発を実施。		継続	

(3) タクシー

タクシー（事業主体：千葉県タクシー協会、各タクシー事業者）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	ユニバーサルデザインタクシー等、誰にでも乗り降りしやすいタクシー車両の導入促進。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	ユニバーサルドライバー研修への参加。		継続	

5.2 道路特定事業

(1) 道路

道路（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
整備、 安全対策、 維持管理	歩道の段差の解消（歩行路面の平坦性確保）。	■		
	視覚障害者誘導用ブロックを黄色で統一し、連続的に設置。	■	■	
	歩行環境の改善。		■	■
	ベンチの設置。	■	■	
	電線類の地中化（電線共同溝）。	■	■	
	バリアフリー整備の維持及び向上。	→	継続	→
人的対応・ 心の バリアフリー	視覚障害者誘導用ブロックへのPRシートの設置。	→	継続	→
	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導。	→	継続	→
	道路利用者への道路のバリアフリー整備の啓発活動。	→	継続	→
備考				
道路のバリアフリー化のために必要な施設・工作物の設置や道路改良について、「(仮称)千葉市バリアフリーマスタープランに基づく道路のバリアフリー整備計画」に基づき、具体的な取組みを進める。				

5.3 都市公園特定事業

(1) 都市公園

1) ① 稲毛公園（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	敷地境界は通行の支障となる段差や勾配を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保。(接道部L型側溝の切り下げ、車止めの間隔を90cm以上確保、出入口部を舗装)	■		
園路	主要な園路は、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、滑りにくい路面(コンクリート舗装又はアスファルト舗装)にて整備。	■		
トイレ	共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を実施。(既存和式トイレを洋式に更新など)	■		
休憩施設	車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置。(バリアフリー対応製品への更新)	■		
心のバリアフリー	公園利用時のマナーに関する看板を設置する等、公園利用者への啓発。		継続	→
備考				
<p>稲毛公園は面積約3.3haの風致公園※で、園内の大半が防風保安林に指定されたクロマツ林として保全されている。マツ林部分は起伏があるものの、クロマツを保全する必要があることから、園路勾配等の移動等円滑化を目的とした造成が困難である。このため、遊具や水飲み、トイレ等の整備された平地部分の移動等円滑化を図る。</p> <p>※風致公園：主として風致（自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）の享受の用に供することを目的とする都市公園</p>				

5.4 建築物特定事業

(1) 公共施設

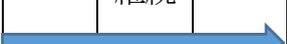
1) ① 稲毛区役所・④ 稲毛市税出張所（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	大規模改修工事に合わせ、スロープ改修及び入口段差解消等のバリアフリー化を検討。	■		
建築物内通路、上下移動、トイレ、案内設備	大規模改修工事に合わせ、市民意見や共通の配慮事項を踏まえたバリアフリー化を検討。	■		
トイレ	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができる簡易取り付け可能なフラッシュライト等の設置を検討。（修繕対応）	■		
駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように警備等見回りを実施。		継続	→
その他設備	バリアフリー対応の水飲み場の設置を検討。	■		
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子利用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発を実施。		継続	→
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。		継続	→
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	→
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	→

2) ② 千葉小仲台郵便局（事業主体：日本郵便株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建築物内通路	ロビー内の整理整頓やレイアウトなどを見直し、通路スペースを確保。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	車椅子利用者など人的サービスが必要な方には、郵便局社員が介助するよう配慮。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、郵便局社員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	

3) ③ 稲毛駅前郵便局（事業主体：日本郵便株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	車椅子利用者など人的サービスが必要な方には、郵便局社員が介助するよう配慮。（A T Mの出入口が手動のため）		継続	
建築物内通路	ロビー内の整理整頓やレイアウトなどを見直し、通路スペースをできるだけ確保するよう検討。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	車椅子利用者など人的サービスが必要な方には、郵便局社員が介助するよう配慮。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、郵便局社員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	

(2) 集会施設

1) 小中台公民館（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建築物内通路	通路に物等を置かないようにするとともに、職員が誘導等の支援を実施。		継続	
トイレ	車椅子使用者がトイレを利用する場合、移動式のベビーベッドを職員が速やかに移動する人的対応を実施。		継続	
駐車場	障害者等用駐車ますに、優先利用の掲示を実施。			
	駐輪場の自転車の止め方について、注意事項の掲示を実施。		継続	
案内設備	エレベーターの案内表示の設置を実施。			
その他設備	自動販売機設置事業者の公募の際、車椅子使用者も利用できる仕様に対応した機器の導入を明記。			
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。		継続	
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	

2) 稲毛公民館（事業主体：千葉市）

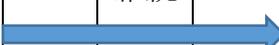
事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するため排水用グレーチングの一部に、ゴムマット等を設置。	■		
建築物内通路	通路に物等を置かないようにするとともに、職員が誘導等の支援を実施。	→		
トイレ	車椅子使用者が利用できるトイレに緊急用ボタンを設置。	■		
駐車場	玄関口のスロープ前に、駐車禁止の掲示を実施。	■		
	駐輪場の自転車の止め方について、注意事項の掲示を実施。	→		
案内設備	施設案内表示を見やすい場所に設置を変更。	■		
その他設備	受付時の対応については、積極的に職員の声かけに取り組む。	→		
	貸出し用の車椅子の設置を検討。	■		
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。	→		
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。	→		
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。	→		
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。	→		

3) ③ 穴川コミュニティセンター（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建築物内通路	大規模改修工事に合わせ、市民意見や共通の配慮事項を踏まえたバリアフリー化を検討。（視覚障害者誘導用ブロック・上下移動・案内設備・トイレ等）			
	エレベーターの出入口付近など、アルコール台などの備品が利用者の動線を遮らないように配慮。		継続	
駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように警備等見廻りで対応。		継続	
その他設備	バリアフリー対応の水飲み場の設置を検討。			
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子利用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。		継続	
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	

(3) 福祉施設

1)  子育てひろば・いなげ (事業主体：子育てひろば・いなげ)

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	ベビーカーを置くスペースに関しては、空いているスペースに職員が誘導。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	

2)  千葉市あんしんケアセンター小仲台 (事業主体：千葉市あんしんケアセンター小仲台)

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建築物内通路	人的サービスが必要な方が来所した場合、職員による段差の昇降介助を実施。		継続	
上下移動	人的サービスが必要な方が来所した場合、職員による段差の昇降介助を実施。		継続	
	視覚障害のある方への対応は、訪問対応を積極的に実施。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	
	事務所内の環境や相談者への対応などの充実を目指し、あらゆる障害の方にも対応出来るように努める。		継続	

3) **◆** 千葉県あんしんケアセンター稲毛（事業主体：千葉県あんしんケアセンター稲毛）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	人的サービスが必要な方が来所した場合、職員による室内への出入り介助を実施。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。			
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	

(4) 保健施設・病院

1) **■** 稲毛病院（事業主体：医療法人社団駿心会 稲毛病院）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子利用者用トイレの優先利用に関する啓発を実施。		継続	
	総合案内を配置し、人的サービスが必要な場合に対応を実施。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	

2) **2** 稲毛保健福祉センター（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストの確保を検討。（大規模改修時）			
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができる簡易取り付け可能なフラッシュライト等の設置を検討。（修繕対応）			
案内設備	順番待ちが必要な際は、職員が聴覚障害者や視覚障害者の方を窓口へ案内する対応を実施。		継続	
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子利用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。		継続	
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	

(5) 文化・教養・教育施設

1) ① 稲毛図書館（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段は両側に手すりを設け、行先の点字表示を検討。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸くする処理を検討。（大規模改修時）		■	
トイレ	共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を検討。（大規模改修時）		■	
案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示の設置を検討。（大規模改修時）		■	
	インターホン、トイレに音声案内や点字表示の設置を検討。（大規模改修時）		■	
その他設備	車椅子使用者が接近しやすい構造の受付や記入台の設置を検討。授乳室やベンチ、バリアフリー対応の水飲み場の設置を検討。（大規模改修時）		■	
	貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内表示を実施。	■		
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。		継続	→
	筆談や職員からの声掛け等にて各種対応を実施。		継続	→
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	→
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	→

2) ② 敬愛大学（事業主体：学校法人 千葉敬愛学園）

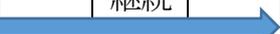
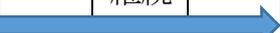
事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	新校舎建設により、車椅子使用者等が快適に生活可能な対応を実施。また、大学敷地内に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討するとともに、守衛による声掛けなどの対応を実施。		■	
	新校舎建設により、車椅子使用者等が通行しやすいよう出入口を改善。	■		
建築物内通路	新校舎建設にあわせ行う現校舎リフォームにて、建物内通路のバリアフリー化を実施。		■	
上下移動	新校舎建設にあわせ行う現校舎リフォームにて、上下移動のバリアフリー化を実施。		■	
トイレ	新校舎建設にあわせ行う現校舎リフォームにて、共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を実施。		■	
駐車場	キャンパス再整備時に複数台数の障害者用駐車スペースを確保。		■	
案内設備	新校舎建設にあわせ行う現校舎リフォームにて、共通の配慮事項を考慮した案内設備のバリアフリー化を実施。		■	
その他設備	新校舎建設にあわせ行う現校舎リフォームにて、ローカウンターの増設を検討。		■	
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。		継続	→
	筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。		継続	→
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	→
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。		継続	→

3) ③ 小中台小学校（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路・建築物内通路	必要に応じて、校舎や体育館の各所にスロープ、手すり等を設置。		随時実施	
		→		
上下移動	階段昇降に困難を伴う児童が在籍、又は入学を予定している学校において、必要に応じてエレベーターを設置。		随時実施	
		→		
人的対応・心のバリアフリー	施設利用のマナー・ルールについて来校者への周知・啓発を実施。（児童・保護者・地域への周知活動など）		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、教職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	教職員研修を通して、多様な来校者への適切な対応についての周知、指導を実施。		継続	
備考				
平成 29 年度に、校舎内に多機能トイレを設置済み。				

(6) 大規模店舗

1) ① マルエツ稲毛店 (事業主体：株式会社マルエツ)

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	敷地内通路に通行に支障がある場合は、必要に応じて改修。	必要に応じて実施 		
上下移動	階段は両側に手すりを設け、行先の点字表示を検討。(大規模改修時)			
トイレ	共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を検討。(大規模改修時)			
	トイレ段差(2階一般トイレ)については次回改装時に検討。			
駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう注意喚起等を実施。	継続 		
案内設備	トイレの位置表示の仕様を利用者にわかりやすいものに変更。			
その他設備	受付や記入台は、車椅子使用者が接近しやすい構造となるよう、大規模改修時に検討。			
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターや車椅子使用者用トイレへの優先利用の表示を検討。			
	サービスカウンターにて各種対応を実施。	継続 		
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。(サービス介助士を2名以上配置)	継続 		
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。(サービス介助士には研修を義務づけ)	継続 		

2) ② イオン稲毛店（事業主体：イオンリテール株式会社）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設置。			
人的対応・心のバリアフリー	サービスカウンターにて各種対応を実施。		継続	
	人的サービスが必要な方に対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施。（サポーター制度、新人職員研修など）		継続	

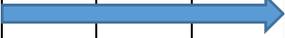
3) ③ ペリエ稲毛（事業主体：株式会社 千葉ステーションビル）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	人的サービスが必要な方が来客した場合、出入口から建築物内の案内施設まで、店舗スタッフや社員等による対応を実施。		継続	
建築物内通路	階段手前に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討。			
上下移動	階段に設けた手すりに、行先の点字表示を検討。			
トイレ	各種配慮事項を検討。短期的には、多機能トイレ内カーテンの設置を検討。			
案内設備	各種配慮事項を検討。短期的には、バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなど活用した大きくわかりやすい案内表示の設置を検討。			
人的対応・心のバリアフリー	人的サービスが必要な方に対し、店舗スタッフや社員等による案内やサポートなどの対応を実施。		継続	
	多様な利用者への適切な対応について社員の教育や研修を実施。		継続	

5.5 交通安全特定事業

(1) 信号機等

信号機等（事業主体：千葉県公安委員会）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
信号機等	必要な箇所に、バリアフリー対応信号機（音響式や経過時間表示式など）を整備。	別途策定する特定事業計画にて定める。		
	道路標識、道路標示の視認性の改善。			
人的対応・心のバリアフリー	違法駐車車両の取締りの強化。		随時実施	
	関係機関団体等と連携し、違法駐車防止に関する広報・啓発活動等の実施。		随時実施	
備考				
バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識等の設置や、生活関連経路上の違法駐車行為の防止について、具体的な取組みを進める。				

5.6 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業（事業主体：千葉市）

事業内容				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
講演・研修	配慮が必要な人に関する正しい知識及び理解を促進するため、市職員向けの講演会や研修等を実施するほか、市民向けの福祉講話や講演の開催など、多様な人々への理解を広める。		継続	
啓発・広報	各種障害者に関するマークや障害者等用駐車ますの適正利用について、啓発・広報を行う。		継続	
体験	学校教育や生涯学習を通じて、介助体験やパラスポーツ体験に取り組むなど、あらゆる世代で高齢者や障害者への理解を深めるとともに、バリアフリーに対する意識を高める。		継続	
備考				
千葉市障害者計画等の関連計画との連携を図り事業を推進する。				

◆小中台小学校での取組み

高齢者や障害者等への理解促進に向けた心のバリアフリー教育として、小中台小学校では以下のような授業を実施。

【体育】

- ・ ボッチャ、シッティングバレー、車椅子バスケット

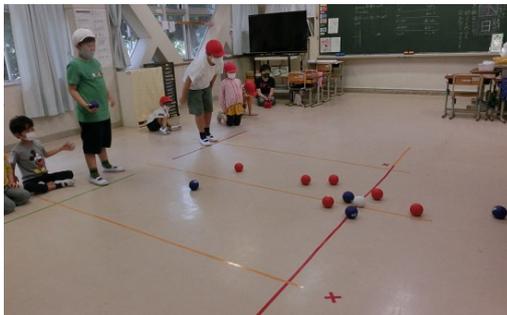


図 5-1 ボッチャ体験の様子（写真提供 小中台小学校）

第6章 基本構想の実現に向けて

6.1 特定事業計画の作成

バリアフリー法において、地区別バリアフリー基本構想で定めた特定事業については、事業を位置づけた施設設置管理者等が特定事業計画を作成し事業を推進することとされています。

特定事業計画の作成にあたっては、目標年次に向けて事業の進捗管理ができるよう、施設設置管理者等の計画を市が共通のフォーマットでとりまとめ、共有できるように配慮します。

6.2 基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

地区別バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定以降も、市が特定事業計画の内容やその進捗状況の定期的な確認を行い、必要に応じて千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、並びに地区別バリアフリー基本構想の見直しに向けた調査審議等を行います。

なお、地区別バリアフリー基本構想の見直しの必要性が生じた場合は、バリアフリーマスタープランの中間年度（令和7年度（2025年度））に実施する中間評価にあわせて検討を進め、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会での審議を踏まえ、段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図ります。

また、バリアフリーマスタープランの最終年度（令和12年度（2030年度））には、特定事業の進捗状況や社会情勢の変化、バリアフリーをとりまく環境、技術、人々の意識等を踏まえた新たな課題に対する検討を加え、内容の見直しや、必要に応じて改定を行い、引き続きバリアフリー化の継続的な発展を図っていきます。

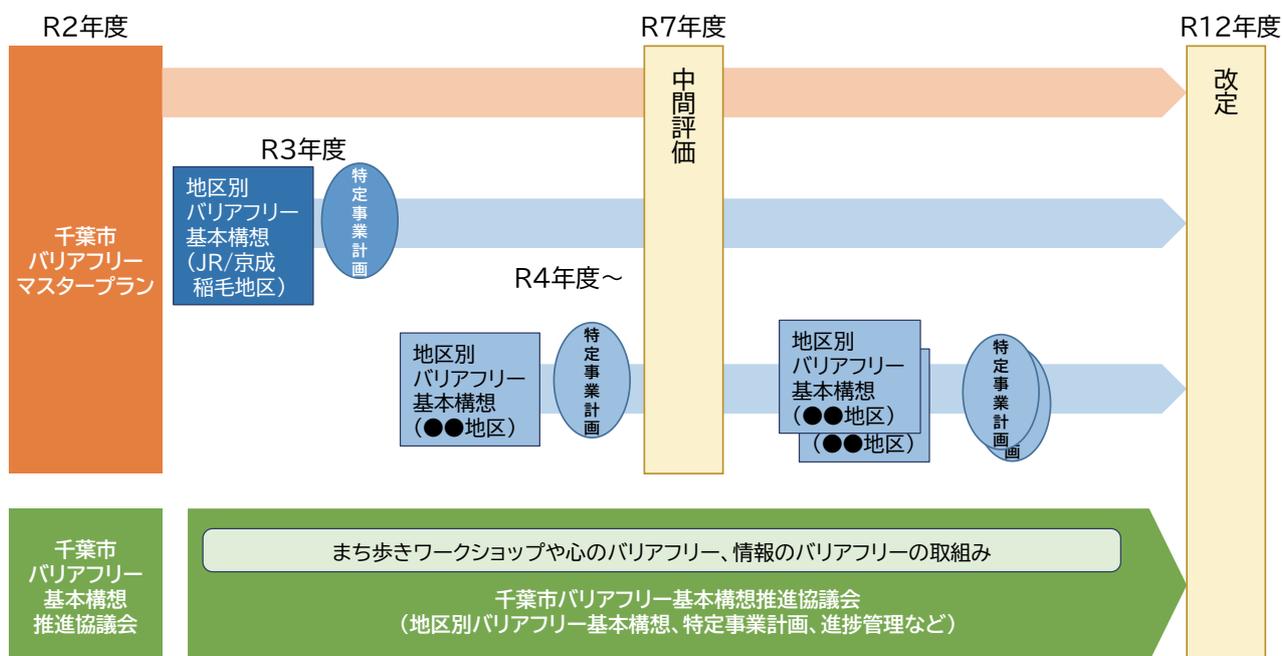


図 6-1 地区別バリアフリー基本構想のスパイラルアップ概念図

6.3 施設設置管理者間の連携

特定事業を推進していく上では、個々の施設におけるバリアフリー化だけではなく、面的・一体的に移動の連続性を確保していくことが重要です。

例えば、道路と建築物との視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保や、鉄道・バス等の交通結節点における連続性の確保が挙げられます。また、視覚障害者誘導用ブロックなどのハード面だけではなく、案内誘導等のソフト面でも、必要に応じて施設設置管理者間が連携し、移動の連続性を図ることも効果的なバリアフリー化を進める上で重要です。

6.4 基本構想策定後の市民参加

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取し、合同意見交換会にて市民と施設設置管理者等の相互理解を図られるよう取組んできました。

この貴重な経験を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想策定以降も、市民参加の機会を探りながら、重点的なバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

6.5 他地区への基本構想検討モデルの展開

3.1 で示した「重点整備地区の設定の考え方」に基づき、バリアフリーマスタープランで設定した促進地区のうち、立地適正化計画において、都心、重要地域拠点に位置づけられている地区を含むものについては、評価要件に基づく優先度等を踏まえた上で、重点整備地区を設定し、地区別バリアフリー基本構想を策定していきます。

他地区での地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、本地区別バリアフリー基本構想における検討内容をモデルとし、他地区に展開することで、早期のバリアフリー化の推進を図ります。

参考資料

参考1 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例

千葉市条例第23号

千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する協議会として、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第25条第1項に規定する基本構想の策定及び実施に関する事項のほか、法第2条第2号に規定する移動等円滑化等に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第6条第4項、第7条及び前条の規定は、部会について準用する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考2 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

役職名等	委員名（敬称略）
日本大学理工学部 教授	藤井 敬宏（会長）
淑徳大学総合福祉学部 教授	岩井 阿礼（副会長）
淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授	松野 由希
千葉商工会議所	高梨 園子
高齢者関係団体（市老人クラブ連合会）	名取 信子
身体障害者関係団体（市身体障害者連合会）	大石 千恵
知的障害者関係団体（市手をつなぐ育成会）	大里 千春
精神障害者関係団体（千家連）	國田 政教
東日本旅客鉄道(株)千葉支社 総務部企画室 課長	大川 敦
京成電鉄(株) 鉄道本部計画管理部鉄道企画担当 課長	伊藤 隆広
千葉都市モノレール(株) 技術部長	小川 良一
千葉県バス協会 専務理事	成田 斉
千葉県タクシー協会 千葉支部事務局長	常住 昭嘉
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官	中村 元
国土交通省千葉国道事務所交通対策課長	佐谷 祥一
千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長	菰田 成彦
千葉県警察本部交通部交通規制課長	植竹 昌人
千葉県警察本部千葉市警察部総務課長	相原 隆
公募委員	落合 真奈美
公募委員	小林 善宏
公募委員	鳴沢 晴美
公募委員	見原 可奈子
千葉市財政局資産経営部長	秋幡 浩明
千葉市保健福祉局高齢障害部長	佐藤 ひとみ
千葉市都市局建築部長	浜田 恒明
千葉市都市局公園緑地部長	石橋 徹
千葉市建設局土木部長	水間 明宏
千葉市都市局都市部長	青木 俊

※第6・7回協議会

参考3 検討経緯

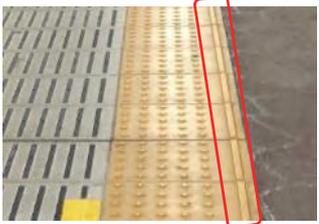
回	会議名	開催日	主な検討内容
1	検討状況に関する報告 (情報提供)	令和3年5月下旬 (書面送付)	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール(想定) 検討の進め方 重点整備地区・生活関連施設・経路設定の考え方 まち歩き点検ワークショップ企画案
2	地区ワーキンググループ まち歩き点検ワークショップ	令和3年7月5日(月)・ 7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> JR/京成稲毛地区内の経路・施設等のバリアフリー状況の現地確認・意見交換
3	第6回千葉県バリアフリー 基本構想推進協議会	令和3年8月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 地区別バリアフリー基本構想(骨子案)について
4	地区ワーキンググループ ・事業者ワーキンググループ 合同意見交換会	令和3年12月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者別の対応方針、特定事業案について 情報のバリアフリーについて
5	第7回千葉県バリアフリー 基本構想推進協議会	令和4年2月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 地区別バリアフリー基本構想(JR/京成稲毛地区)(案)について 次年度以降の進め方について(千葉都心地区)

用語集

あ行		
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
い	移動等円滑化基準	旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などのバリアフリー法による適合基準。
え	エスコートゾーン	視覚障害者用道路横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。
お	オストメイト	人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
お	オストメイト対応設備	トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台や温水シャワー、荷物置き、化粧鏡、着替え台などがある。
お	音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。 
出典：内閣府 HP		
か行		
か	ガイドライン	国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。
き	（国の）基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための移動等円滑化の方針に関する基本方針。
き	輝度	対象面の明るさを表す量。輝度の比が大きいほど明暗のコントラストが大きくなる。
く	グレーチング	鋼材等を格子状に組んだ雨水ます等のふた。 

け	経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。 出典：内閣府 HP	
こ	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。	
こ	心のバリアフリー	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること。	
こ	コミュニケーション支援ボード	話し言葉でのコミュニケーションが困難な人たちや、日本語がわからない外国人とのコミュニケーションを支援するためのボード。	
こ	コミュニティ道路	人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたりするなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計した道路。	
さ行			
さ	サイン	道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。	
し	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。	
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者が足裏の触感覚で認識できるよう、線状、点状の突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)。	
し	施設設置管理者	公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主等、施設のバリアフリー化を行う事業者。	
し	重点整備地区	バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想に定める、重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区。	
し	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。	
し	触知（案内）図	視覚障害者が利用する地図であり、面・線・点・点字等の地図情報を凹凸で表現したもの。	

す	スパイラルアップ	計画 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action) の PDCA サイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。
せ	(バスの) 正着	バスの乗降口と停留所の隙間を小さくして停車すること。
そ	促進地区	バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針 (=バリアフリーマスタープラン) に定める、優先的にバリアフリー化の促進が必要な移動等円滑化促進地区のこと。
そ	ソフト	人、システム、制度など主に運用に関するもの。
た行		
た	多機能トイレ	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。
た	段鼻 <small>だんばな</small>	階段の踏み面の先端部。 
ち	地区別バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき地区別にバリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区を位置づけ、具体的な特定事業を定めるもの。
と	透水性・保水性舗装	透水性舗装とは、道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装のこと。保水性舗装とは、舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のこと。
と	特別特定建築物	不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別支援学校、公立小・中学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等)。令和2年のバリアフリー法改正で公立小・中学校が追加された。
と	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場/休憩場/野外劇場/野外音楽堂/駐車場/便所/水飲場/手洗場/管理事務所/掲示板/標識などがある。

と	特定事業	地区別バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両等のバリアフリー化を具体化するためのもの。 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、及び教育啓発特定事業をいう。
と	特定事業計画	地区別バリアフリー基本構想で示した特定事業に基づき、各施設設置管理者等が作成する計画。 公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。
と	特定路外駐車場	道路の附属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く路外駐車場であつて、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
と	特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
と	都市機能誘導区域	都市再生特別措置法第81条において規定される、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービス機能を、都市拠点や地域の拠点に誘導・集積することにより、これらの機能の効率的で持続的な提供を図る区域のこと。 千葉県では、千葉県立地適正化計画で22地区を都市機能誘導区域として位置づけ、区域としてのまとまりや、地形地物等の状況を踏まえて、「都心」、「重要地域拠点」、「地域拠点」、「連携地域拠点」に分類している。
な行		
な	内方線付点状ブロック	主に旅客施設において、点状ブロックのホーム内側部分に、安全側を示す1本線が追加されたもので、視覚障害者がホームの内側と外側を判別できるようにするもの。 
に	ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、段差を緩和することで乗り降りをしやすくする機能。
の	ノンステップバス	車両に段差無く乗り降りでき、車内でも段差無く料金収受や、座席等が利用できる車両。
は行		
は	ハード	道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。
は	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、全ての障壁を含む。

は	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。令和2年6月10日改正。
は	バリアフリーマスタープラン	バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針。優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）について、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。
は	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想。重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区（重点整備地区）について、具体的なバリアフリー化の事業を定めるために市町村が作成するもの。
ひ	ピクトグラム	不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。
ふ	福祉タクシー	車椅子利用者など、障害のある人を運ぶことができるタクシーのこと。車椅子のまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。
へ	ヘルプマーク	障害等により、支援や配慮を必要としていることが外見からわからない方などが、周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるためのマーク。 
ほ	ホームドア・可動式ホーム柵	プラットホーム縁端部に設けた壁とドアによりプラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備。プラットホームからの転落、プラットホーム上での列車との接触、線路内への侵入等の防止に効果がある。
や行		
ゆ	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ゆ	ユニバーサルデザインタクシー	足腰の弱い高齢者、車椅子利用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。
ら行		
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。
わ行		
わ	ワークショップ	一方的な情報提供ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で議論や問題解決、創造を行う場、又はその活動手法のこと。

千葉市
地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）

発行年月 令和4年3月
編集・発行 千葉市都市局都市部交通政策課
住 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電 話 043 (245) 5351
F A X 043 (245) 5568
メ ー ル kotsu.URU@city.chiba.lg.jp

